

官報
號外

平成二年六月十五日

議席第百五十四番、選舉区選出議員、福岡県選

○国百十八回参議院會議錄第十五号

○議長(土屋義彦君) 議長は、本院規則第三十条により、三重野栄子君を法務委員に指名いたしました。

次に、公害等調整委員会委員、土地鑑定委員会委員のうち新井清光君、枝村利一君、川井健君、小林忠雄君、高橋敏君及び横須賀博君並びに漁港審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いづれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

平成二年六月十五日(金曜日)
午後零時二分開議

○議長(土屋義彦君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

○議事日程 第十五号
案(内閣提出、衆議院送付)

公正取引委員会委員に佐藤謙一君を、
公害等調整委員会委員に宮瀬洋一君及び和田善

第一〇 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

君、川井健君、久保田誠三君、小林忠雄君、高橋敏君及び横須賀博君を。

集積の促進に関する法律の一部を改正する法律
（本件の会期に付した案作）
第一、新議員の紹介

また、漁港審議会委員に安倍幸雄君、池尻文二
君、榎田トクノ君、齋藤兵助君、坂井益郎君、鮫

輕減を図るために平成二年度において緊急に
講ずべき寺別告置に関する去津案内閣是出、
致に関する決議案(下条進一郎君外八名発議)

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

第四 市民農園整備促進法案（内閣提出 種議
院送付）

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律
案（衆議院提出）

委員のうち久保田誠三君の任命について採決をいたします。

第六 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締

賛成の諸君の起立を求めます

(衆議院提出)

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 新議員の紹介 国家公務員等の任命に関する件 第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議案

第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議案に立候する。

右の議案を発議する。

平成二年六月十四日

発議者

下条進一郎

名尾 良孝

鈴木 和美

及川 順郎

勝木 健司

賛成者

井上 孝

鹿熊 安正

石川 弘

須藤良太郎

成瀬 守重

藤田 雄山

栗村 和夫

小林 球昭

鶴岡 隆俊

福間 知之

参議院議長 土屋 義彦殿

月十一日、国際オリンピック委員会に正式に立候補した。

今日、我が国が国際交流を通じて世界に積極的に貢献していくことの必要性はますます高まっており、我が国でオリンピック冬季競技大会を再び開催することは、国際親善を一層深めるとともにスポーツの振興にとって極めて意義深いものがある。

この第十八回オリンピック冬季競技大会の開催都市は、来年六月、イギリスのバーミンガムで開催される国際オリンピック委員会総会において決定されるが、長野市のほかソルトレーケンティ(アメリカ)、エステルスンド(スウェーデン)、ハガ(スペイン)、アオスタ(イタリア)、ソチ(ソビエト連邦)の諸都市が立候補しており、長野市への招致実現のためには、強力な促進運動を推進するとともに万全の受け入れ態勢を整備する必要がある。これが本決議案を提出する理由である。

右決議する。
以上であります。

オリンピック競技大会が、世界のスポーツの発展に資するとともに、平和の祭典として、若人た

ちの国境を超えた相互理解の増進、国際親善に大きな成果を上げ、世界平和に貢献しておりますことは御承知のとおりであります。我が国では過去、

昭和三十九年の東京大会、昭和四十七年の札幌冬

季大会と二回開催され、いずれの大会におきまし

ても国民的な盛り上がりと世界的な友情、信頼の中で大成功をおさめたことは今なお記憶に新しいところであります。

政府は、昨年六月六日、長野市が来る平成十年に開催される第十八回オリンピック冬季競技大会

を開催されることを了解し、長野市は、本年二月十二日、国際オリンピック委員会に正式に立候補いたしました。

この第十八回オリンピック冬季競技大会の開催都市は、来年六月、イギリスで開催される第九十

七次国際オリンピック委員会総会において決定さ

れることになつておりますが、長野市のほか外国

の五都市が立候補しており、長野市への招致を成

功させるためには格段の努力が必要であります。

今日、我が国が国際交流を通じて積極的に世界

に貢献していくことの必要性はますます高まつ

てゐる。

○下条進一郎君 私は、ただいま議題となりました第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に關する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

第十八回オリンピック冬季競技大会長野

招致に関する決議案

参議院は、来る平成十年(千九百九十八年)の第

十八回オリンピック冬季競技大会を長野市に招致するため、その促進運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

政府は、昨年六月六日、長野市が平成十年(千九百九十八年)の第十八回オリンピック冬季競技大会を長野市に招致するため、その促進運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認めたことを了解し、長野市は、本年二

以上が本決議案提出の趣旨であります。
何とぞ、ここに満場一致をもって御賛同いただきますようお願いいたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

ただいまの決議に対し、文部大臣から発言を求められました。保利文部大臣。

〔國務大臣保利文部大臣登壇 拍手〕

○國務大臣(保利文部大臣) 第十八回オリンピック冬季競技大会を長野市に招致し、我が国においてオリンピック冬季競技大会が再び開催されますことは、国際親善とスポーツ振興にとってまことに有意義であり、喜ばしいことであると存じます。

政府といたしましても、ただいまの御決議の趣旨を十分尊重いたしまして、昨年六月閣議了解されました方針に従い、招致の実現並びに準備態勢の整備に最善の努力を払つてまいる所存でござります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 日程第一 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長 大森昭君。

官報号外

審査報告書

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十三日

参議院議長 土屋 義彦殿
環境特別委員長 大森 昭

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国、地方公共団体等の責務等とともに、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、指定地域における規制対象施設を追加する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講すべきである。

一、産業系排水の規制について、規制基準の強化及び未規制の工場、事業場等に対する排水規制の実施等に努めること。
二、公共用水域の水質を保全するため、農業等の化学物質に対する規制の強化に努めること。
三、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備の推進、合併処理浄化槽設置

にかかる助成制度の充実等、生活排水処理施設の整備を強力に推進すること。

四、國民に対し、分解性が高く、汚濁負荷が低い等公共用水域の汚濁の生じにくい洗剤の使用の普及を図る等、積極的な啓発・広報の事業を実施すること。

五、生活排水対策推進計画の実施については、生活排水対策推進市町村の負担が過重とならないよう努めること。

六、水質に影響を与える洗剤等の商品の製造等に際して、できるだけ水質に対する汚濁の負荷が低く生態系への影響の少ない商品の製造等に努めるよう事業者の指導に努めること。

七、生活排水対策推進計画の策定に当たっては、住民の意向が適切に反映されるよう努めること。

右決議する。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月一日

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 櫻内 義雄

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
(水質汚濁防止法の一部改正)

第一條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 排出水の規制等(第三

条—第十四条の二)」を「第二章 排出水の排出の規制等(第三条—第十四条の二)」に改める。

第一条中「規制すること等によつて」を「規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて」に改める。

第二条第五項中「特定施設(」を「特定施設(指定地域特定施設を除く。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「特定施設」の下に「(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

第二条に次の一項を加える。

7 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く。)をいう。

第三条第二項中「同項第二号」を「前条第二項第二号」に改める。

第四条の二第一項中「次項において」を「以下に改める。第三条第二項中「同項第二号」を「前条第二項第二号」に改める。

この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く。)をいう。

平成二年六月一日

参議院議長 土屋 義彦殿

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

(水質汚濁防止法の一部改正)

第一條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 排出水の規制等(第三

条—第十四条の二)」を「第二章 排出水の排出の規制等(第三条—第十四条の二)」に改める。

第一項(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定によりこれらの方の規定により適用される場合を含む。)の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、總理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第十一条及び第十二条第一項から第三項までの規定中「第六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(生活排水対策推進計画の推進)

第十四条の八 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(指導等)

第十四条の九 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するため必要と認める場合には、その生活排水対策重視地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができること。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第二十一条第一項中「第二項」の下に「第十四条の六第一項、第十四条の七第五項」を加える。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第二十一条第一項中「第二項」の下に「第十四条の六第一項、第十四条の七第五項」を加える。

(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第百十号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に、「第十二条の三—第十二条の五」を「第十二条の四—第十二条の六」に、「第十二条の六」を「第十二条の七」に改める。

第五条第一項中「排出される排出水(同条第三項に規定する排出水をいう。以下同じ。)」を「公共用水域に排出される水(以下「排出水」といふ。)」に改める。

第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該施設につき既に第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定

により適用される水質汚濁防止法第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第十二条第一項中「第一条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第六項

第十二条の七を第十二条の八とし、第十二条の六を第十二条の七とし、第三章第二節中第十

二条の五を第十二条の六とし、第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三を第十二条の四とし、同章第一節中第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等)

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項

の規定による程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされ

る。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項

の指定地域(以下この項において「特定地域」という。)において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定地域となつた」と、同法第六

条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条第一項により指定地域特定施設とみなされ

る施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一項又はこの項(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれら

が適用される場合を含む。)」と、同法第十三条

第二十五条第一号中「第十二条の五」を「第十二条の六」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第三条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「当該特定施設」を「同法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改め

る。

第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改め

る。

第十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「第五条第四号から第八号まで」を「第五条第一項第四号から第八号まで」に改める。

第十二条の三及び第十三条の二を除く。」を削り、

同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項

の指定地域(以下この項において「特定地域」という。)において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定地域となつた」と、同法第六

条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条第一項により指定地域特定施設とみなされ

る施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一

項又はこの項(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれら

が適用される場合を含む。)」と、同法第十三条

第四項中「第一条第一項若しくは第二項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とす

る。

「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第二十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改め

る。

第二十三条第六項中「第二条第三項中「特定施設」を「第二条第四項中「特定施設(指定地域特定施設)を含む。以下同じ。)」に、「規定により特定施設」を「規定により指定地域特定施設」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定によると改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法を経過した日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定によると改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質汚濁防止法の規定により國の機関に對してされている届出又は國の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の相當規定に基づいて、相當する國の機関に對してされた届出又は相當する國の機関がした命令その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

五

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第一項第二号ロ及び附則第十
四条第二号中「当該特定施設」を「水質汚濁防止
法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」
に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する
法律の一部改正)

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に
関する法律(昭和四十六年法律第二百七号)の一部
を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ中「第二条第五項」を
「第二条第六項」に改める。

〔大森昭君登壇 拍手〕

○大森昭君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、環境特別委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、生活排水による公共用水
域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策
の実施に関する国、地方公共団体及び国民の責務
を明確にするとともに、排水対策の推進に関する
措置等を定めるものであります。第二に、総量
規制水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るた
め、総量規制地域における規制対象施設の拡大を
図らうとするものであります。

委員会におきましては、国民の責務の明確化の
意義、洗剤の環境に及ぼす影響や使い方、生活排
水対策重点地域に対する財政援助、ゴルフ場農業
の水質規制のあり方等の諸問題について質疑が行
われましたが、その詳細は会議録によつて御承知
願います。

われましたが、その詳細は会議録によつて御承知
願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法
律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、清水理事より各派共同
提案による附帯決議案が提出され、全会一致を
もつて本委員会の決議とともに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 地域産業の高度
化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長倉
田寛之君。

審査報告書

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積
の促進に関する法律の一部を改正する法律案
の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月二十九日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

商工委員長 倉田 寛之

参議院議長 土屋 義彦殿

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積
の促進に関する法律の一部を改正する法律案
地域産業の高度化に寄与する特定事業の集
積の促進に関する法律の一部を改正する法
律案

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的環境
の変化に対応し、特定事業の集積の程度が特に
著しく高い地域から承認集積促進地域への特定
事業事業所等の移転を特に促進することが、當
該地域における特定事業の集積を促進し、及び
産業の配置の適正化に資することにかんがみ、
地域振興整備公団に当該移転に關し、必要な資
金の貸付けを行う業務を追加する等の措置を講
じようとするものであつて、おおむね妥当な措
置と認める。

三、承認集積促進地域において、特定事業の集
積の程度が特に著しく高い地域として政令で
定めるもの(以下「過度集積地域」という。)か
ら特定事業に係る事務所又は事業所(以下「特
定事業事業所等」という。)を移転して特定事
業を行おうとする者に對し、その移転に關し
必要な資金の貸付けを行うこと。

第八条中「又は特定事業集積促進法第七条第一
項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「並びに特
定事業集積促進法第七条第一項第一号」の下に「及
び第三号」を加える。

第九条中「又は特定事業集積促進法第七条第一
項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「並びに特
定事業集積促進法第七条第一項第一号」の下に「及
び第三号」を加える。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積
の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月二十九日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

が産業の配置の適正化に資することにかん
がみ、過度集積地域から承認集積促進地域への
特定事業事業所等の移転の促進について特別の
配慮をするものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対しする罰則の適用については、なお従前の例による。

〔倉田寛之君登壇、拍手〕

○倉田寛之君 ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申しあげます。

諸機能の東京一極集中の傾向は依然として進行しております。東京都と地方圏との格差の拡大はますます深刻になっております。本法律案は、このような状況に対応して、研究所やソフトウェア業などのいわゆる産業の頭脳部分たる特定事業の集積の程度が特に著しい過度集積地域たる東京都区部から、承認集積促進地域への特定事業の移転を特に促進することが当該地域における特定事業の集積を促進し、及び産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に関し必要な資金の貸し付けを行う業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東京一極集中の背景、産業立地政策と地方自治体の財政負担、承認集積促進地域の現状等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

基盤の整備に資するために、平成二年度において、政府が帝都高速度交通公団に対する同事業団の有利子債務等を一般会計において承継する該出資持分の適正な価額に相当する額の同事業団の有利子債務等を一般会計において承継する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

滑な実施により当該債務の着実な減少が図られるようにするための清算事業団の財政の基盤を確保することが緊要な課題となつて、政府による清算事業団の長期の資金に係る債務の承継その他清算事業団の債務の負担の軽減を図るための特別措置を定めるものとする。

一、費用
本法施行のため、平成二年度一般会計予算に六百五十六億円が計上されている。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中野鉄道君。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出案)は本院においてこれを可決しました。

平成二年五月三十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 十屋 義彦殿

運輸委員長 中野 鉄道

審査報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「清算事業団」という。)の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円

第三条 政府は、日本国有鉄道清算事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定によつて要領書を添えて報告する。

(無利子貸付金の償還条件の変更)

付けた長期の資金に係る清算事業団の債務のうち政令で定めるものについて、据置期間を五年以内の期間延長することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

附 則

〔中野鉄造君登壇、拍手〕

○中野鉄造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が累増している事態に対処して、政府が平成二年度において帝都高度交通開発団に対する清算事業団の出資持ち分の全部を譲り受けるとともに、当該出資持ち分の適正な価額に相当する額の清算事業団の有利子債務等を一般会計において承継する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、土地処分及びJ.R株式売却のあり方、既設新幹線施設の買い取り問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するため、市民農園の適切な整備が推進されるよう地方公共団体等を指導するとともに、本法の施行に当たり次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 市民農園区域の指定に当たっては、地元関係者の意向等を十分反映するとともに、周辺の地域における農業地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすことのないよう地域における農業施策等との整合性の確保について指導すること。

二 都市住民等が市民農園の利用を安定的に行うことができるようその継続性の確保に努めること。

三 市民農園の開設の認定に当たっては、市民農園施設の内容、規模等が周辺の地域における营商环境条件の確保に支障を生ずることのないよう十分分配慮するとともに、市民農園施設の整備のための農地転用に係る農地法の特例措置及び開発行為に係る都市計画法の特例措置については、土地利用のスプロール化等につながることのないよう指導の徹底を期すること。

第一条 この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興を資することを目的とする。

(目的)

市民農園整備促進法案

参議院議長 土屋 義彦殿

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

が圖られるよう指導すること。

六 市民農園の農業政策上及び都市政策上の位置付けについて、その明確化を図るよう努めること。

附帯決議

市民農園整備促進法案

参議院議長 櫻内

官 報 (号 外)

イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第二条第二項に規定する特定農地貸付け(第十一条第一項において「特定農地貸付け」として、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで、当該農作業の用に供されるものに限る。))に相当数の者を対象として定型的な条件

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件

二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設(以下「市民農園施設」という。)

(基本方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市民農園の整備の基本的な方向

二 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

三 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

四 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

五 その他必要な事項

第四条 市町村は、基本方針に基づき、農業委員会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の区域で次に掲げる要件に該当するもの(市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第二百四号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。第七条第一項において同じ。)内にある区域を除く。)を市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)として指定することができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による市民農園区域の変更について準用する。

(交換分合)

第五条 市町村は、前条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする場合において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域内における土地の保有及び利用の現況、農業経営の動向等からみて当該市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されることが見通されることにより、当該市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため特に必要があると認めるときは、当該市民農園区域内にある土地を含む一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行お

3 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するよう定めるものでなければならない。

4 基本方針は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市民農園区域)

第七条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五条)第九十九条(第一項及び第二項を除く。)、第一百二十二条(第一項及び第二項を除く。)、第一百三十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百八十八条(第二項を除く。)並びに第一百二十二条から第一百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市民農園の開設の認定)

第七条 市民農園区域又は市街化区域(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する市街地開発事業の施

行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。)内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画(以下「整備運営計画」という。)を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積

二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに第二条第二項第一号に掲げる農地のいづれに属するかの別

三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項

四 利用者の募集及び選考の方法

五 利用期間その他の条件

六 市民農園の適切な利用を確保するための方法

七 資金計画

八 その他農林水産省令、建設省令で定める事項

市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及

び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがない、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第八条 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。

備運営計画（第七条第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて市民農園の整備又は運営を行つていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。（認定の取消し）

第十一条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七条第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。

（農地法等の特例）

第十二条 第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二条第二項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認を受けたものとみなす。

2 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可があつたものとみなす。

3 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第

一項の許可があつたものとみなす。

(都市計画法の特例)
第十二条 認定開設者が認定計画に従つて整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物（建築基準法（昭和二十一年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）その他の市民農園の適正かつ有効な利用を確保するための建築物で政令で定めるもの（次項において「認定市民農園建築物」という。）の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であつて市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。次項において同じ。）に係るものの（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十号に掲げる開発行為とみなす。

都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（都市計画法の特例）

-

(市民農園の整備についての配慮)

第十三条 国の行政機関又は地方公共団体の長

は、認定計画に従って土地を認定に係る市民農園の用に供するため法律の規定による許可その他の処分を求めるときは、当該市民農園の整備の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十四条 国及び地方公共団体は、認定計画に従つて行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、認定開設者に對し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(罰則)

第十六条 第六条において準用する土地改良法第一百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(農地法の一部改正)

第一条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「若しくは集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)」を「集落

地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)若しくは市民農園整備促進法(平成二年法律第

号)」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 市民農園整備促進法(平成二年法

律第
号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。第三条第十一号中「及び集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)」を「集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)及び市民農園整備促進法(平成二年法律第
号)」に改め
る。

を整備するとともに、市民農園の開設につき市町村の認定を受けた者に対し農地法等の適用の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、市民農園区域の指定方法、市民農園開設の認定方法、市街化区域内の市民農園のあり方、農地税制、農村地域の活性化の方策、都市農業のあり方、市民農園の現状等について質疑が行されました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る視点から公開買付制度の見直し等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

○議長(土屋義彦君) 日程第五 証券取引法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第一項の別に法律で定める日を定める法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

大蔵委員長 藤井 孝男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る視点から公開買付制度の見直し等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

○議長(土屋義彦君) 日程第五 証券取引法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第一項の別に法律で定める日を定める法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

一 有価証券に係る内部者取引等不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、市場監視・検査体制の充実に努めること。また、証券取引の国際化等今後の取引の状況を踏まえ、罰則をも含め規制の方策について、常に検討を行うこと。右決議する。

証券取引法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 有価証券の公開買付けに関する届出」を「第二章の二 公開買付けに関する届出」に、「第二十七条の二 第四項、第二十七条の十二第三項」を加える。

第二十三条の三に次の二項を加える。
発行登録を行つた有価証券の発行者である会社は、第五条第三項に規定する要件を満たすた

め必要があるときは、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

第二十四条第一項第三号中「第四条第一項本文」の下に「又は第二十三条の八第一項本文」を加える。

第二十四条の五第一項中「ならない会社」の下に

「(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第二十四条の二第一項」の下に「及び前条」を加える。

第二十五条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、「経過する日」の下に「(当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書又は臨時報告書に係る当該経過する日)」を加え、同項第一号中「有価証券届出書(第五条第三項)」を「第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書(同条第三項)」に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 公開買付けに関する届出

第二十七条の二 有価証券報告書を提出しなけれ

ばならない会社の発行する株券、転換社債券そ

の他の有価証券で政令で定めるもの(以下この

章において「株券等」という。)の有価証券市場外

における買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この章において同じ。)は、公開買付けによらなければならない。

ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一 有価証券市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等

二 消却のための株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等

三 当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この章において同じ。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者については、大蔵省令で定める者を除く。次号において同じ。)の株券等所有割合と合計して百分の五を超えない場合における当該株券等の買付け等

四 著しく少數の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等(当該株券等の買付け等を行ふ者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が三分の一を超えない場合に限る。)

五 株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者第七項第一号に掲げる者のうち大蔵省令で定めるものに限る。)から行う株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等を行ふ者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が三分の一を超えない場合に限る。

第一項の特別関係者は、次に掲げる者をい

う。

第一項の特別関係者とは、次に掲げる者をい

う。

公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、買付け等の価格(買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この章において同じ。)は、公開買付けによらなければならない。

ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、政令で定めるところにより、同じ。)については、政令で定めなければならない。

一 公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等(銀行信託会社その他の政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。)に行わせなければならない。

二 公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

三 公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

四 公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

五 公開買付けによる株券等の買付け等を行ふ場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意してい

紙(以下の章において「日刊新聞紙」という。)に掲載して公告しなければならない。

第一項の株券等所有割合とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、大蔵省令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(その所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の数(株券については株式の数を、

の章において同じ。)の合計を、当該会社の発行済株式の総数に当該質付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合

総額にその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合を二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け(以下この章において「公開買付け」という。)によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の數、買付け等の期間その他の大蔵省令で定める事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞

紙(以下この章において「日刊新聞紙」という。)に掲載して公告しなければならない。

前項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。)を行つた者(以下この章において「公開買付者」という。)は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び大蔵省令で定める添付書類(以下「公開買付届出書」という。)を大蔵大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他大蔵省令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付者が買付け等に付したもの条件(以下この章において「買付条件等」とい

買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社(当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に因し必要な事項は、大臣の省令で定める。

一 証券取引所に上場されている株券等 当

証券取引所

登録をされた有価証券であるときは、公開買付者等は、当該発行登録が効力を生じており、かつ、公開買付届出書又は訂正届出書の提出とともに当該有価証券の発行登録者が発行登録追補書類を大蔵大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧説その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

有価証券をもつて買付け等の対価とする公開買付けであつて、当該有価証券の募集又は売出しつき第四条第一項の規定による届出が行われたもの又は発行登録追補書類が提出されたものに係る公開買付届出書の提出については、前条第二項の規定にかかるらず、公開買付届出書に記載すべき事項及び添付書類のうち大蔵省令で定めるものの記載及び添付を省略することができる。

二　流通状況が前号に掲げる株券等に準ずる
のとして政令で定める株券等　政令で定め
る場合を除き、その公開買付けにつき有価証
券業協会
第二十七条の四　公開買付者等は、次項に規定
する場合を除き、その公開買付けにつき有価証
券をもつてその買付け等の対価とする場合にお
いて、当該有価証券がその募集又は売出しにつ
いて、第四条第一項本文の規定の適用を受けるもの
あるときは、公開買付届出書又は訂正届出書
提出と同時に当該有価証券の発行者が大蔵大臣
に同項の規定による届出を行つていなければ
売付け等の申込みの勧説その他の当該公開買
付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはなら
い。

第二十七条の五 公開買付者等は、公開買付期間（公開買付開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この章において同じ。）中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該会社の発行する株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付開始公告を行う前に締結している場合で公開買付届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

二 第二十七条の二第七項第一号に掲げる者（同項第一号に掲げる者に該当するものを除く者

く。が、大蔵省令で定めるところにより、同項第二号に掲げる者に該当しない旨の申出を

大蔵大臣に行つた場合

三 その他政令で定める場合
第二十七条の六 公開買付者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、

公開買付期間中に、大蔵省令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。

前項の規定による公告を公開買付期間の末日までに行なうことが困難である場合には、公開買付者は、当該末日までに同項に規定する内容及び事項を大蔵省令で定めるところにより公表し、その後直ちに同項の規定の例により公告を行わなければならない。

買付け等の価格の引下げ、買付予定の株券等の数の減少、買付け等の期間の短縮その他の政令で定める買付条件等の変更は、前二項の規定にかかわらず、行なうことができない。

第二十七条の七 公開買付開始公告（前条第一項又は第二項の規定による公告及び同項の規定による公表を含む。次項において同じ。）を行つた公開買付者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めたときは、その内容を訂正して、大蔵省令で定めるところにより、公告し、又は公表しなければならない。

大蔵大臣は、公開買付開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該公開買付開始公告を行つた公開買付者に対し、期限を指定して、大蔵省令で定めるところによ

り、その訂正の内容を公告し、又は公表することを命ずることができる。

前項の規定による処分は、当該公開買付期間（次条第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。）の末日後は、することができる。

第二十七条の八 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条において同じ。）を提出した公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付届出書に形式上の不備があり、当該公開買付届出書に記載された内容が事実と相違し、又はそれ

に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めたときは、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間ににおいて、買付条件等の

変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情があるときは、当該公開買付届出書を提出した公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、直ちに、

第三項の規定による処分は、当該公開買付期間（第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。第七項において同じ。）の末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日後は、することができない。

第二十七条の三第四項の規定は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

公開買付者等は、公開買付期間中に第三項又は第四項の規定による処分があつた場合において、当該処分に係る訂正届出書が提出されるま

三 訂正届出書に記載された買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定に違反していること。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、次に掲げる事実を発見した場合には、当該公開買付届出書を提出した公開買付者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずること

ができる。

一 公開買付届出書に記載された重要な事項について虚偽の記載があること。

二 公開買付届出書に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること。

第三項の規定による処分は、当該公開買付期間により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間は、当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行つてはならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。

公開買付者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものとし、又は大蔵省令で定めるところにより公表する。

第一項の規定による訂正届出書でその内容が

該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付者は、公開買付期間中に、第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き、当該公開買付けに係る買付け等の期間を、大蔵省令で定める期間、延長し、大蔵省令で定めるところによりその旨を直ちに公告し、又は公表しなければならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間は、当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行つてはならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。

公開買付者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容に係るものとし、又は大蔵省令で定めるところにより公表する。

第一項の規定による訂正届出書でその内容が

一 公開買付届出書に形式上の不備があること。

二 公開買付届出書に記載された買付条件等がこの章の規定に従つていないこと。

第一項の規定により応募株主による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この章において同じ。）を証券会社又は銀行等に保管させて いるときには、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

前項本文の規定による公告又は公表を行つた
公開買付者は、大蔵省令で定めるところによ
り、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告
又は公表の内容その他の大蔵省令で定める事項

を記載した書類（以下「公開買付報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二

十七条の三第四項中「発行者である会社(当該公

開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の

提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)」とあるのは「発行者である

「会社」と第二十七条の八第一項中「訂正届出書」

該公開買付期間の末日までの間ににおいて、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの章の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日(当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあっては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日)後は、」によることができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第一項から第十四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

公開買付者は、公開買付期間における応募株券等の全部について第二十七条の十一第一項ただし書の規定により公開買付けの撤回等を行ふ場合並びに公開買付開始公告及び公開買付届

出書において次に掲げる条件を付した場合を除き、応募株券等の全部について、公開買付開始（第二十七条の六第一項の規定による公告又は同条第二項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等）により、買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

応募株券等の総数が買付予定の株券等の数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしないこと。

を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。
公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付

した場合において、応募株券等の総数が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主から大蔵省令で定めらるる分比例の方式（以下二つ

「株券等の買付け等に係る受渡し」その他の決済を行なわなければならない。

第二十七条の十四 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公

開買付撤回届出書並びに公開買付報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を大蔵省に備え置き、

これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する書類を提出した者は、大蔵大

臣が同項の規定によりこれらの書類を公衆の縦覧に供している間は、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、大蔵大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十第一項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前三項に定めるもののほか、第一項の縦覧に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二十七条の十五 何人も、公開買付届出書、公開買付撤回届出書、公開買付報告書又は意見表明報告書の受理があつたことをもつて、大蔵大臣が当該受理に係るこれらの書類の記載が真実かつ正確であり、又はこれらの書類のうちにも重要な事項の記載が欠けていないことを認定したものとみなすことができない。

公開買付者等及び対象会社等は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十七条の十六 第十六条の規定は、第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者は又は第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条

第二十七条の十七 第二十七条の五（第二十七条の八）
の八第十一項において準用する場合を含む。以下
この項において同じ。の規定に違反して株券等
の買付け等をした公開買付者等は、当該公開買
付けに応じて株券等の売付け等をした者（第二
十七条の五の規定に該当する株券等の売付け等
を行つた者及び次条第二項第一号に規定する一
部の者を除く。）に対し、損害賠償の責めに任ず
る。

前項の規定により賠償の責めに任すべき額
は、同項の買付け等を行つた際に公開買付者等
が支払つた価格（これに相当する利益の供与を
含み、当該価格が均一でないときは、その最も
有利な価格とする。）から公開買付価格（公開買
付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付
け等の価格をいい、第二十七条の六第一項又は
第二項の公告又は公表により買付け等の価格を
変更したときは、当該変更後の買付け等の価格を
をいう。以下この章において同じ。）を控除した
金額に前項の規定による請求権者の応募株券等
（あん分比例方式により売付け等ができなかつ
たものを除く。次条第二項及び第二十七条の二
十第二項において同じ。）の数を乗じた額とす
る。

第二十七条の十八 第二十七条の十三第四項の規
定に違反して公開買付けによる株券等の買付け
等に係る受渡しその他の決済を行つた者（以下
この条において「公開買付けをした者」という。
は、当該公開買付けに応じて株券等の売付け等

をした者（次項第一号に掲げる場合にあつては、公開買付価格より有利な価格（これに相当する利益の供与を含む。以下この条において同じ。）で売付け等をした者を除くものとし、次項第一号に掲げる場合にあつては当該公開買付けをした者が同号の異なる方式で株券等の買付け等をしたことにより株券等の売付け等ができなかつた者を含む。）に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任すべき額は、次に掲げる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該公開買付けをした者が、当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の一部の者に対する、公開買付価格より有利な価格で買付け等を行つた場合 当該有利な価格（当該有利な価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

二 当該公開買付けをした者が公開買付届出書に記載されたあん分比例方式と異なる方式で株券等の買付け等をした場合 当該あん分比例方式で計算した場合に前項の規定による請求権者から買付け等がされるべき株券等の数から当該公開買付けをした者が当該請求権者から買付け等をした株券等の数を控除した数（当該請求権者から買付け等がされるべき株券等の数とする。）に公開買付価格（前項第一項に該当する場合にあつては同条第二項に規

定する公開買付者が支払った価格、前号に掲げる場合に該当する場合にあつては同号に定める有利な価格とし、そのいずれにも該当する場合にあつてはそのいづれか有利な価格とする。」から前項の規定による損害賠償を請求する時における当該株券等の市場価格（市場価格がないときはその時における処分推定価格とし、当該請求時前に当該株券等を処分した場合においてはその処分価格とする。）を控除した金額を乗じた額。

第二十七条の十九 第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書その他の表示を使用して株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

第二十七条の二十 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七条の七第

一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表（以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。）を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成した者

前項（第一号を除く。）の規定の適用がある場合において、公開買付者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該公開買付けによらないで行う契約があるにもかかわらず、公開買付届出書又は公開買付説明書にその旨の記載をすることなく、当該公開買付期間の末日後に当該契約による買付け等をしたときは、当該公開買付者が当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者（当該契約により株券等の売付け等をした者、第二十七条の五の規定に該当する株券等の売付け等をした者及び第二十七条の十八第二項第一号に規定する一部の者を除く。）に対し賠償の責めに

任すべき額は、当該公開買付者が当該買付け等をした価格（これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合には、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格を控除した金額に前項において準用する第十八条第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帶して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者は、「被る者」をもつてはならない。

れる者か
請願が虚偽であり又は不正しているこ
とを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもか
かわらず知ることができなかつたことを証明し
たときは、この限りでない。

第一項各号に掲げる者の特別関係者（第二十七条の二第七項第二号に掲げる者に限る。）

の公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時ににおける取締役、監査役、理事若しくは監事又は

これらを準する者

の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

明書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときは、また、同様とする。

第二十七条の二十二 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、公開買賣者又はその特別関係者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは帳簿類その他の物件を検査させることができることを命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿類その他の物件を検査させることができる。

第二章の二の次に次の二章を加える。

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示

社の発行する有価証券(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の太蔵省令で定めるものを除く。以下この章において「株券等」という。の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの(以下この章において「大量保有者」という。)は太蔵省令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の太蔵省令で定める事項を記載した報告書(以下「大量保有報告書」という。)を太蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第七条の二十五第一項において同じ。)以内に、太蔵大臣に提出しなければならない。場合その他の太蔵省令で定める場合について

前項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（臺買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者についてはこの限りでない。

は、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた日

券に限り、保有者となつたものとみなす。

一、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行ふ。

どができる権限を有する者（次号に該当する者を除く。）であつて、当該会社の事業活動を

支配する目的を有する者

の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約等、(う。)その他の契約又は法津の規定で

美経をしきの相の美経は、法律のおかげで、
基づき、株券等に投資をするのに必要な権限
を有する者

第一項の株券等保有割合とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権

限を有する場合を含む。以下この章において同じ。)に係る当該株券等(その保有の態様その他

の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の数(株券については株式の数を、その他のものについては大

藏省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。)の合計から

当該株券等の発行者である会社の発行する株券等のうち、第四十九条第一項に規定する信用取引その他の大蔵省令で定める取引の方法により譲り受けたもの

渡したことにより、引渡義務を有するものの数を控除した数(以下この章において「保有株券等

の数」という。)に当該会社の発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数を加算した数

(以下この章において「保有株券等の総数」といいう。)を、当該会社の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株

券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をいう。

官 報 (号 外)

前項の共同保有者とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者である会社の発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該会社の株主としてしての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

株券等の保有者と当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合には、当該他の保有者を当該保有者に係る第三項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれかの保有株券等の数が大蔵省令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

第二十七条の二十四 前条第二項第二号に掲げる者は、当該株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、毎月一回以上、当該株券の保有状況について説明した通知書を作成し、交付しなければならない。

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の一以上増加又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。）その他の大額保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合は、大蔵省令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る

事項に関する報告書（以下「変更報告書」といふ。）を大蔵大臣に提出しなければならない。たゞ、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、大蔵省令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならぬ。

大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていないこれらの書類の提出と同時に大蔵大臣に提出しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者（第三項に規定する基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有的目的とした

を越えた場合及び保有割合が大蔵省令で定める数の三項に規定する基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等(以下この条において「特例対象株券等」という。)に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で大蔵省令で定めるものを記載したものを、大蔵省令で定めることにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

特例対象株券等に係る変更報告書(当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るもの)は、第二十七条の二十五第一項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として大蔵省令で定める場合 大蔵省令で定める日

前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社の発行する株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社の発行する株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の二十八 大蔵大臣は、大蔵省令で定めることにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の鑑覽に供しなければならない。

官 報 (号 外)

くは第九項」に改める。
二十七条の三第三項、第二十七条の八第七項若し
め、同条第二号中「第二十七条の二第一項」を「第
一項」を「写しの提出」の下に「又は送付」を加
え、「提出した者」を「提出し又は送付した者」に改
む。)

第一百九十八条第二号の次に次の二号を加える。

告を行わぬ者

付説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者七 第二十七条の十一第一項ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者

二の八 第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公
開買付説明書を交付しなかつた者

二の九 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

第二百条第二号の九の次に次の二号を加える。

二の十 第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の

第二百五十三条第三号中「第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。」、第二十七条の八第二項を「(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十一、第二十七条の三十」に改め、同条第十五号中「及び第二十七条の八第一項」を削り、「第五十五条」を第二十七条の二十一、第二十七条の三十第一項、第五十五条」に改める。

第二百条第一号中「を含む。」の下に「又は第一七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第一

一七条の十三第三項において準用する場合を除く。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の二

「〔第11項において準用する場合を含む。〕」を加

「提出しない者」を「提出し又は送付しない者」と改め、同条第二号の二中「又は第二十七条の四

を「、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三

第四項若しくは第五項」に改め、同条第一号の五十「の規定に對して同項の規定によるを「又は

第二十七条の十四第二項の規定に違反して」に改

め、同条第二号の六から第一号の九までを次のト
リに改める。

二の六 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十一項において準用する場合を含む。）

第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は
第二十七条の二第一項の規定による

第二十七条の十三第一項の規定による公告は公表を行わない者

二の七 第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十一

三第三項において準用する第二十七条の八第
二項から第四項までの規定による。丁王報告書

二項から第四項までの規定による。記正幸生

二の八 第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公定に違反して公開買付説明書を交付しなかつた者
見表明報告書を提出しない者

二の九 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

第二百条第二号の九の次に次の二号を加える。

二の十 第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

第二百五条第一号及び第二号の二を次のように改める。

二 第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の一 第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三 第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

第二百五十三条第三号中〔第二十七条及び第二十七
条の八第一項において準用する場合を含む。〕、第
二十七条の八第二項を〔第二十七条において準
用する場合を含む。〕、第二十七条の二十二、第二
十七条の三十に改め、同条第十五号中〔及び第二
十七条の八第一項〕を削り、「第五十五条」を第二
十七条の二十一、第二十七条の三十第一項、第五
十五条に改める。

第二百九条中第四号を第五号とし、第一号から
第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号と
して次の一号を加える。

一 第二十七条の二十四の規定に違反して、通
知書を交付せず、又は同条に規定する事項を
記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした
通知書を交付した者

一 第二百九条に次の一号を加える。

六 第百八十四条の二第一項の規定による報告
若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若
しくは資料を提出した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第二十三条の三に一項を加
える改正規定、第二十四条第一項第三号の改正
規定、第二十四条の五第一項及び第三項の改正
規定、第二十五条第一項の改正規定、第一百八十
四条の次に一条を加える改正規定並びに第二百
九条に一号を加える改正規定(同条第六号に係
る部分に限る。)は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行する。

附录

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 証券取引法の一部を改正する法律案外一件

(経過措置)

第二条 改正後の証券取引法(以下「新法」といいう。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の株券等の有価証券市場外における買付け等について適用し、施行日前の株券等の有価証券市場外における買付け等については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に改正前の証券取引法第二十七条の二第一項の規定による届出をした同項の公開買付けについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に大量保有者(新法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者をいう。以下この条において同じ。)に該当する者については、施行日に大量保有者となつたものとみなして、新法第二十七条の二十三から第二十七条の三十までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。ただし、施行日において株券等保有割合(新法第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。)が百分の五以下となつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の大量保有者が提出すべき新法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書の記載内容の特例については、大蔵省令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとし、電話担保金融については、その特殊性にかんがみ、当分の間、現行の年五十四・七五ペーセントの上限金利を据え置く等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認められる。

(大蔵省設置法の一部改正)

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十一号及び第五条第四十七号中「有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書」を「有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書」に改める。

審査報告書

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿
大蔵委員長 藤井 孝男

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

平成二年六月十四日

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

15 前項に規定する電話担保金融とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者が業として行う金銭の貸付けである。

あつて、貸付けの都度、当該貸付けに関する電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第九条第一項又は第二項第三十三号)附則第三項の別に法律で定める日は、平成二年十月三十一日とする。

(施行期日)

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

三十一日とし、その翌日から年四十・〇〇四

ペーセントの本則金利を適用することとするとともに、電話担保金融については、その特殊性にかんがみ、当分の間、現行の年五十四・七五

ペーセントの上限金利を据え置く等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

(電話担保金融についての特例)

14 電話担保金融における利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後は、この法律第三項の規定の適用については、附則第三項の別に法律で定める日の翌日から

の法第五条第二項の規定の適用については、附則第三項の別に法律で定める日の翌日から

当分の間、同条第二項中「四十・〇〇四ペー

セント」とあるのは「五十四・七五ペーセント」と、「四十・一・一三六ペーセント」とあるのは「五十四・九ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・一五ペーセント」と読み替えるものとする。

15 前項に規定する電話担保金融とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者が業として行う金銭の貸付けである。あつて、貸付けの都度、当該貸付けに関する電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第九条第一項又は第二項第三十三号)附則第三項の別に法律で定める日は、平成二年十月三十一日とする。

2 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

16 附則に次の三項を加える。

16 電話担保金融についての附則第十四項に規定する期間内における貸金業の規制等に関する法律の規定について、同法第四十

三条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十

四項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とする。

〔藤井孝男君登壇 拍手〕

○藤井孝男君　ただいま議題となりました二項法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資家保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買い付け制度の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、株式等の大量保有状況に係る五%ルールの実効性、公開買い付け制度の実施基準を緩和する意図の有無、銀行・証券業務の相互乗り入れに伴う諸問題等について質疑が行わされました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項

の別に法律で定める日を定める法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五

十八年のいわゆる出資法改正法附則の規定に基づき、貸金業者等の現行の貸付上限金利の年五四・

七五%から本則金利の年四〇・〇〇四%へ移行する時期を平成三年十月三十一日とし、その翌日から本則金利を適用することとするとともに、電話担保金融については、その特殊性にかんがみ、当分の間、現行の上限金利を据え置くこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長渡辺四郎君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

平成二年六月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

「賛成者起立」

要領書

○議長（土屋義彦君）過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

一、費用

本法施行のため、平成一年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入

れられる地方交付税交付金十五兆二千七百五十億九千万円に、返還金二億五千四百万円を加算した額から、同特別会計借入金の償還金一兆四千百六億円及び同特別会計借入金利子負担額一千五百三億円を控除した十三兆七千五百九十四億四千四百万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

○議長（土屋義彦君）　日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長渡辺四郎君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月五日

平成二年六月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

(地方交付税法の一部改正)

び第一

度まで及び」を削り、同表市町村の項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」

別表(第十二条関係)

類別定單位

十一号の一部を次のように改正する。

府県の項第九号中「昭和五十三年度から昭和五
十六年度まで及び」を削り、同表道府県の項第
十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成
元年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和
六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表市町村
の項第十号中「昭和五十三年度から昭和五十五
年度まで及び」を削り、同表市町村の項第十一

号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同条第一項の表第三十六号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第三十七号中「昭和五十三年度から昭和五十六年度まで及び」を削り、同表第三十八号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第三十九号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、「(昭和六十一年法律第三十七号)」の下に「(平成元年法律第二十二号)」を加える。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十三年度から昭和五十六年度まで及び」を削り、同表道府県の項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年

び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改める。

道府県の種類		経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	1 道路橋りょう	警察職員数	一人につき	八、一〇四、〇〇〇	
二 土木費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二一六、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六、〇八五、〇〇〇	
3 河川費	(1) 経常経費	河川の面積	一キロメートルにつき	一〇一、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四〇七、〇〇〇	
4 その他の土木費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇	
	(2) 投資的経費	郭施設の延長	一メートルにつき	一一、九〇〇	
5 その他の教育費	(1) 特殊教育諸学	郭施設における外港ににおける外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	教職員数	一人につき	八三六	
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	二、五五〇	
6 教職員数	学級数	教職員数	一人につき	三、八三〇、〇〇〇	
7 児童及び生徒の学級数	生徒数	教職員数	一人につき	三、八六九、〇〇〇	
8 人口	人口	教職員数	一人につき	六、二三六、〇〇〇	
9 人口	人口	生徒数	一人につき	四四、三〇〇	
10 人口	人口	生徒数	一人につき	三七、八〇〇	
11 人口	人口	教職員数	一人につき	三、八八三、〇〇〇	
12 人口	人口	教職員数	一人につき	一七九、〇〇〇	
13 人口	人口	教職員数	一人につき	七八六、〇〇〇	
14 人口	人口	教職員数	一人につき	九八五、〇〇〇	
15 人口	人口	教職員数	一人につき	三、四〇〇	

官 報 (号 外)

		市町村		十一 債償還費		十 策債償還費		九 策債政特例対		八 度の財源対策各年額の額	
		一 消費		二 土木費		三 道路構りよう		四 費		五 臨時財政特例	
		五 人口		六 人口		七 人口		八 人口		九 人口	
4	1 公園費	2 経常経費	3 都市計画費	1 経常経費	2 投資的経費	1 港湾費	2 投資的経費	1 港湾費	2 投資的経費	1 港湾費	2 投資的経費
(2)	(1) 公園費	(2) 経常的経費	都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	郭施設の延長	郭施設における外港における人口	郭施設における外港における人口	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	道路の面積	道路の面積
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき	千円につき
一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 メートルにつき	一 メートルにつき	一 メートルにつき	九五、三〇〇	六五五、〇〇〇	七、四四〇	一一一
一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一 人 に つ き	一一、九〇〇	一一、九〇〇	一一、九〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇〇	一〇〇
四一三	九三三	七九九	九三三	九三三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三

官 報 (号 外)

十一 地域財政特例 対策債償還費		十二 臨時財政特例 債償還費	
年 度	控 除 領	千円につき	千円につき
平成三年度	八百六十一億円	一〇〇	一〇〇
平成四年度	一千二百六十八億円		
平成五年度	一千三百三十三億円		
平成六年度	一千四百七億円		
平成七年度	一千四百八十九億円		
平成八年度	一千五百七十七億円		
平成九年度	一千六百六十六億円		
平成十年度	一千七百五十六億円		
平成十一年度	一千八百六十一億円		
平成十二年度	一千九百六十六億九千五百萬円		

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成元年度から」を「平成二年から」に改め、「平成元年度及び」を削り、「一兆九千八百四十六億三千五百万円」を「一兆五千七百四十億三千五百万円」に、「平成元年度分等の借入金限度額」を「平成二年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村	道府県	経費の種類	測定単位
財源対策債償還基金	昭和五十八年度及び昭和五十九年 度の各年度において発行を許可された 地方債の額	千円につき 八七四円	千円につき 八七四円

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位に係る種別との単位当たりの費用の差に応じ、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表 示 単 位
昭和五十八年度及び昭和五十九年 度の各年度の財源対策のため当該 地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廢 棄物処理施設、社会福祉施設等の 年齢の各年度に係る経費及び昭和五十九年 度の各年度に係る経費と並び昭和五十九年 度の各年度において発行を許可された 地方債の額	千円につき 八七四円

4 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成二年度分の予算から適用する。

5 消費税に関する今回の税制改革に当たっては、平成二年度及び平成三年度以降において、地方交付税法の趣旨に基づき、地方財政の円滑な運営に資するため地方交付税の総額の安定的な確保が図られることとする。

附則 第六条中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

附則第七条の表中「二千七百七十億円」を「二千五百四十五億円」に、「一千五百七十億円」を「二千八百八十五億円」に、「八百億円」を「千百七十五億円」に、「八百二十億円」を「千百九十五億円」に、「九百四億円」を「千三百八億円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則

15 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一
部を次のように改正する。

第三十七条及び第三十八条を削る。

第三十九条の二 ただし書中「第十条第八号の
掲げる経費(国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの)を除く。」、第十条の二第四号に掲げる経費に改める。

〔渡辺四郎君登壇、拍手〕

○渡辺四郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二年度分の地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に特例

措置額一百三十億円を加算した額から、昭和六十一年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、交付税特別会計借入金利子支払い額千五十三億円及び同特別会計借入金償還額一兆四千百六億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、新たに二千二百七十九億円を加算するとともに、普通交付税の算定について、地域振興、公共施設の整備及び維持管理、教育施策、福祉施策等に要する経費の財源を措置するほか、平成二年度に限り財源対策債償還基金費を設けること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして、本法律案附則に消費税に係る今回の税制改革に当たっての地方交付税の総額の安定的な確保に関する一項を加える修正が行われております。

委員会におきましては、政府の提案理由及び衆議院の修正趣旨の説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、交付税特別会計借入金の返還、公共投資十カ年計画の策定と地方財政負担、国庫補助負担率復元の見通し、国民健康保険の現状と助成策、地方への権限移譲、固定資産税、特別土地保有税、基地交付金等に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

本法律案は、若年定年により退職した自衛官に對し若年定年退職者給付金を支給するため、

られました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君)　付帯決議をいたしました。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長板垣正君。

○議長(土屋義彦君)　日程第八　防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長板垣正君。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

内閣委員長　板垣　正

参議院議長　土屋　義彦殿

平成二年六月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

その支給要件、支給時期及び額その他若干年定期

退職者給付金の支給に関し所要の事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成二年度において、約十三億五千万円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上善処すべきである。

一、自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ、給付金の調整方法を含め改めて再検討すること。

一、今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不斷の見直しを行ふとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。

一、公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月三十一日

参議院議長　土屋　義彦殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、若年定年により退職した自衛官に對し若年定年退職者給付金を支給するため、

二、その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律
防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛厅の職員の給与等に関する法律

第一条中「因る災害補償」を「による災害補償」及び若年定年退職者給付金に関する事項に改める。

第五条第三項中「防衛厅職員給与法」を「防衛厅の職員の給与等に関する法律」に改める。

第二十七条の次に次の十条を加える。

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二　自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者(以下「長期在職自衛官」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下「若年定年退職者」という。)には、若年定年退職者給付金(以下「給付金」といいう。)を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員(これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。)となつたときは、この限りでない。

規定期間の退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員(これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。)となつたときは、この限りでない。

一定年(自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」という。)以上であるものを除く。以下「若年定年」という。)に達したことにより退職した者

理由により若年定年に達する日以前一年内に退職した者で政令で定めるもの

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間（以下「勤務延長期間」という。）が満了したことにより退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違によることなく退職した者（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、総理府令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2 第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けた俸給月額（退職の日ににおいて休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第一の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められている者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七一四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に

に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかるわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

(所得による給付金の額の調整等)

第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していだと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、賞外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る支給調整上限額を減じた額を乗じて得た率を乗じて得た額に相当する金額

2 前項の規定により若年定年退職者に支給する者に係る給与年額相当額に満たない場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額を乗じて得た率により俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第一の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められている者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）がその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えて支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額）という。からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定により計算した第一回目の給付金の額を減じた額とする。

3 第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。（所得の届出等）

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、前条第一項の規定にかかるわらず、第二回目の給付金は、支給しない。

2 若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第二回目の給付金は、支給しない。

3 第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一 その者に係る支給調整上限額を超えて、その者に係る給与年額相当額に満たない場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額を乗じて得た率を乗じて得た額に相当する金額

二 その者に係る給与年額相当額以上である場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4 前項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第一項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

(給付金の支給時期の特例等)

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、総理府令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかるわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

(外)号報官

者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日までに、長官又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、総理府令で定める書類を提出しなければならない。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者(前項に規定する者を除く。)が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えないければならない。

(給付金の追結)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額未満である場合その者に係る給与年額相当額未満である場合その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額に減じた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額に相当する額に、その者を第二十一条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額を減じた額

3 第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の五第一項の規定による申出をしたるものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれのみならず同条第一項の規定による若年定年退職者であつて第二回目の給付金が「あるのは」「第一号又は第三号」とあるのは「これらは規定」と、同項第一号中「第一回目の給付金が」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金が」と、「第一回目の給付金、第二回目の給付金」とあるのは「同項の規定による給付金」と、同項第三号中「第二回目の給付金が」とあるのは「第二十七条の四第二項の規定による給付金が」と、「第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金」とあるのは「同条第三項の規定により同条第一項の規定による給付金」とする。

各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得金額」という。)がその者の退職の翌年における所定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」とする)を下回ることとなつたもの(平均所得金額をその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)が、総理府令で定めるところにより計算した額をその者に係る平均所得金額を減じた額

する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得金額で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)がその者の退職の翌年における所定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)をその者に係る平均所得金額を減じた額

する所得金額を下回ることとなつたもの(平均所得金額をその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)が、総理府令で定めるところにより計算した額をその者に係る平均所得金額を減じた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額からその者の支給を受ける

二 その者に係る支給調整上限額以上である場合 その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納しなければならない金額に相当する額を減じた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納しなければならない金額に相当する額を減じた額

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に起訴された場合 第二回目の給付金及び前条第一項の規定によ

(起訴された場合の給付金の取扱い)

第二十七条の八 若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事件に關し次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めた給付金は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

一 退職前に起訴されていた場合又は退職後第一次にかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

一 退職前に起訴された前に支給された給付金の取扱い

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に起訴された場合 第二回目の給付金及び前条第一項の規定による給付金

官 報 (号) 外

3

給付金の支給を受けた若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者は、その支給を受けた給付金の額に相当する金額（第二十七条の四第三項又は第二十七条の六第二項の規定による返納をした者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額に相当する額を減じた額に相当する金額）を返納しなければならない。

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）

第二十七条の九 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七一条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合

合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者に係る支給調整上限額とみなして第二十七条の四第一項の規定による返納をした者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額に相当する額を減じた額に相当する金額）を返納しなければならない。

2

第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第一項の規定による給付金

二 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

三 長期在職官が勤務延長期間内に死亡した場合には、当該死亡した者を当該死亡した日に支給する。

四 第一回目の給付金を受ける前に死した場合に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、第一項第一号に定めるところにより、同号

支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

5

第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6 第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定期退職者と、当該平均所得金額を当該若年定期退職者の退職の翌年における所得金額とそれを併せて第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

7 前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定期退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日」とあるのは「総理府令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定期退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定期退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及

五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することのできる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9 第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定期退職者に係る給付金の支給を受けることができない者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日」とあるのは「総理府令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定期退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定期退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及

び次条第一項の規定による給付金」とあるのは

「第一回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。
(遺族の範囲及び順位)

第二十七条の十 前条に規定する遺族は、配偶者

(届出をしていないが、若年定年退職者又は勤務延長自衛官(自衛隊法第四十五条第三項の規定により若年定年に達した後も引き続いて勤務している長期在職自衛官をいう。以下同じ。)の死亡の当時事実上これらの者と婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)子、父母、孫又は祖父母であつて、若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡の当時これらの者によつて生計を維持していたものとする。

2 前項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序とする。

3 第一項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してもしたものとみなす。
(遺族からの排除)

第二十七条の十一 次に掲げる者は、給付金の支給を受けることができる若年定年退職者としない。

1 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官を故意に死亡させた者

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡前に、これらの者の死亡によって給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意

に死亡させた者

第二十八条の二第一項及び第五項中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、

刑法による。
附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の二項を加える。

17 若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員等共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。

2 別表第二中「第六条」を「第六条、第七・十七条の三」に改める。

3 前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡の日以後であるものについての

平成三年六月三十日以前	年齢五十五年
平成三年七月一日から平成四年六月三十日まで	年齢五十六年
平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで	年齢五十七年
平成六年七月一日から平成七年六月三十日まで	年齢五十九年
平成七年七月一日から平成八年六月三十日まで	年齢六十一年
平成八年七月一日から平成九年六月三十日まで	年齢六十二年
平成九年七月一日から平成十年六月三十日まで	年齢六十三年
平成十年七月一日から平成十一年六月三十日まで	年齢六十四年
平成十一年七月一日から平成十二年六月三十日まで	年齢六十五年
平成十二年七月一日から平成十三年六月三十日まで	年齢六十六年
平成十三年七月一日から平成十四年六月三十日まで	年齢六十七年
平成十四年七月一日から平成十五年六月三十日まで	年齢六十八年
平成十五年七月一日から平成十六年六月三十日まで	年齢六十九年
平成十六年七月一日から平成十七年六月三十日まで	年齢七十一年
平成十七年七月一日から平成十八年六月三十日まで	年齢七十二年
平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日まで	年齢七十三年
平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日まで	年齢七十五年
平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日まで	年齢七十六年
平成二十二年七月一日から平成二十三年六月三十日まで	年齢七十七年
平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日まで	年齢七十八年
平成二十四年七月一日から平成二十五年六月三十日まで	年齢七十九年
平成二十五年七月一日から平成二十六年六月三十日まで	年齢八十一年
平成二十六年七月一日から平成二十七年六月三十日まで	年齢八十二年
平成二十七年七月一日から平成二十八年六月三十日まで	年齢八十三年
平成二十八年七月一日から平成二十九年六月三十日まで	年齢八十四年
平成二十九年七月一日から平成三十一年六月三十日まで	年齢八十五年
平成三十一年七月一日から平成三十二年六月三十日まで	年齢八十六年
平成三十二年七月一日から平成三十三年六月三十日まで	年齢八十七年
平成三十三年七月一日から平成三十四年六月三十日まで	年齢八十八年
平成三十四年七月一日から平成三十五年六月三十日まで	年齢八十九年
平成三十五年七月一日から平成三十六年六月三十日まで	年齢九十一年
平成三十六年七月一日から平成三十七年六月三十日まで	年齢九十二年
平成三十七年七月一日から平成三十八年六月三十日まで	年齢九十三年
平成三十八年七月一日から平成三十九年六月三十日まで	年齢九十四年
平成三十九年七月一日から平成四十一年六月三十日まで	年齢九十五年
平成四十一年七月一日から平成四十二年六月三十日まで	年齢九十六年
平成四十二年七月一日から平成四十三年六月三十日まで	年齢九十七年
平成四十三年七月一日から平成四十四年六月三十日まで	年齢九十八年
平成四十四年七月一日から平成四十五年六月三十日まで	年齢九十九年
平成四十五年七月一日から平成四十六年六月三十日まで	年齢一百歳

3 (若年定年退職者給付金の支給に係る経過措置)
前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者でその退職又は死亡の日が次の表の上欄に掲げる期間の日であるものについての

(若年定年退職者給付金の支給に係る経過措置)
前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者でその退職又は死亡の日が次の表の上欄に掲げる期間の日であるものについての

新法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第二十七条の二第一号中「自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」といいう。)」とあり、並びに第二十七条の三第三項及び第二十七条の七第一項中「自衛官以外の職員の定年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 (若年定年退職者給付金の支給に係る経過措置)
前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者でその退職又は死亡の日が次の表の上欄に掲げる期間の日であるものについての

新法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第二十七条の二第一号中「自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」といいう。)」とあり、並びに第二十七条の三第三項及び第二十七条の七第一項中「自衛官以外の職員の定年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

4 国家公務員等共済組合法(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の九を次のように改める。

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

のうち附則別表第三の上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。)に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 前項の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

附則別表第二の次に次の二表を加える。

第十二条の九 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二

十七条の二に規定する若年定年退職者(同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。)

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日以後に退職した若年定年退職者(新法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。)及び自衛隊法

(昭和二十九年法律第一百六十五号)第四十五条第三項の規定により引き続いて勤務することを命

附則別表第三(附則第十二条の九関係)

平成三年六月三十日以前に退職した者

五十五歳

(号外)

平成三年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者	五十六歳
平成四年七月一日から平成五年六月三十日までの間に退職した者	五十七歳

平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの間に退職した者

五十八歳

(国家公務員等共済組合法の一
部改正に伴う経過措置)

前項の規定による改正後の国家公務員等共済組合法附則第十二条の九及び附則表第三の規定は、この法律の施行の日以後に退職した同条第一項に規定する若年定年退職自衛官について適用し、同日前に退職した当該若年定年退職自衛官については、なお従前の例による。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

6 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出し中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改め、同項中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に、「防衛庁職員給与法第一條」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律第一條」に、「適用される防衛庁職員給与別表第一」を「適用される防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二」に、「防衛庁職員給与法第一十三条第二項」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律第一十三条第二項」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

7 次に掲げる法律の規定中「防衛庁職員給与法」

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十二条规定第一項
二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第七条第一項
三 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十二条の十四第一項及び第一百六十号)
二条第六号
四 自衛隊法(昭和百十六条の三第一項
五 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項第一号
六 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十三号)第二条第一項から第三項まで
七 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十号)
八 消費税法(昭和六十二年法律第二百八号)別表第一第六号イ
九 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定

による若年定年退職者給付金に関するこ
と。
第十一条第五号中「第五条第六号」の下に「第七
号の二」を加える。
第四十二条中「第五条第五号から第十一号ま
で」を「第五条第五号から第七号まで、第八号か
ら第十一号まで」に改める。

平成三年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者

五十六歳

本法律案に対する意見が述べられました。
次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔板垣正君登壇、拍手〕

○板垣正君 ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、自衛官として引き続いた在職期間が二十年以上である者で若干年定年に達したことにより退職した者に対し若年定期年退職者給付金を支給すること。第二に、本給付金は二回に分割して支給することとし、給付金の額は、定期年齢から六十歳までの期間一年につき、退職時俸給月額の六ヶ月分とし、第一回目の給付金にあつては支給総額の七分の二相当額を、第二回目の給付金にあつては七分の五相当額をそれぞれ支給すること。第三に、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合は、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることとする一方、一定の場合には給付金を追給することとする一方、あります。

○議長(土屋義彦君) 日程第九 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長浜本万三君。

○議長(土屋義彦君) 以上両案を一括して議題といたします。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告告ぐる。

平成二年六月十四日

社会労働委員長 浜本 万三

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかかるがみ、年金たる保険給付の給付基礎日額を貢金水準の変動に応じて算定するとともに、療養開始後一年六箇月を経過した労働者の休業に係る保険給付の給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定める等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認めると。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成二年度において、労働保険特別会計予算の労災勘定に約三十一億千三百万円が計上されている。

官報(外)号

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。
一、高齢化の進展を踏まえ、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方を含め被災労働者の介護施策について、積極的に検討を進めるこ

と。

二、長期療養者に対する給付については、これまでの国会における審議の経過を踏まえ、個々の被災者の症状の推移に即し、主治医の意見を尊重して、適切に行うこと。
三、治ゆ後の医療措置を対象とするアフターケア制度、社会復帰援助制度等の拡充等を図ることも、職業安定機関、職業能力開発機関等との連携のもとに、被災労働者の早期社会復帰の促進に努めること。

四、給付基礎日額の最低保障額を最近の賃金水準の上昇の推移にかんがみ早急に引き上げると

もに、引き続きその改善に努めること。また、各種給付における被災時年齢等による不均衡の問題については、年功賃金体系にない労働者や高齢者の問題に留意しつゝ、引き続き検討を進めること。

五、業務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、業務との関連について医学的な調査・研究を進めるとともに、職場における

健康管理施策及び労働時間の短縮を積極的に推進すること。また、脳・心疾患に係る突然死の業務上外の認定については、医学的知見の動向に十分注意を払いつつ、適切な運用に努めるこ

と。

六、労働組合の一人専従役員については、特別加入できるよう検討を進めること。
七、労働災害の防止、強制適用事業における未手続事業の解消、保険給付の認定・審査請求処理の迅速化等を図るため、関係職員の増員を含め行政体制の充実強化を図ること。
右決議する。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「確定した日」の下に「(以下「算定事由発生日」という。)」を加え、同条第三項を削る。

第八条の二第二項中「該当するときは」の下に「前項の規定にかかるらず」を加え、同項第一号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に、「保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)」に属する」を「年度の」に、「保険年度以下同じ。」に属する」を「年度の」に、「保険年度以下同じ。」に属する」を「年度の前年度の」に改め、同項第二号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に改める。

第八条の二第一項中「前条に定めるもののはか、この条に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 算定事由発生日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の翌々年度の七月以前の分として支給する年金たる保険給付については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)の平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六

第二項において同じ。)を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を

基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

第八条の二第二項中「該当するときは」の下に「前項の規定にかかるらず」を加え、同項第一号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に、「保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)」に属する」を「年度の」に、「保険年度以下同じ。」に属する」を「年度の」に、「保険年度以下同じ。」に属する」を「年度の前年度の」に改め、同項第二号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に改める。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

第八条の三 前条第一項の規定は、障害補償一時金若しくは遺族補償一時金又は障害一時金

若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額について準用する。この場合において、同項中「の分として支給する」とあるのは「に支給すべき事由が生じた」と

「支給すべき月」とあるのは「支給すべき事由が生じた月」と読み替えるものとする。

第八条の四 給付基礎日額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

第十六条の六第一号中「前号の場合に支給される」と「当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる」に改め、同条に次の二項を加える。

参議院議長 櫻内 義雄

平成二年五月二十九日

前項第一号に規定する遺族補償年金の額の合計額を計算する場合には、同号に規定する権利が消滅した日の属する年度（当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された遺族補償年金の額については、その現に支給された額に当該権利が消滅した日の属する年度の前年度の平均給与額を当該遺族補償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合には、前々年度）の平均給与額で除して得た率を基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額により算定するものとする。

第五十八条第一項の表以外の部分を次のように改める。

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度（当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところに従う。））を算定する。

第五十九条第二項中「に掲げる額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金を障害補償一時金となして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）」を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第六十条第二項中「給付基礎日額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額（当該障害年金に係る障害年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度（当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された障害年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額）及び当該障害年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該

より同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあつては、労働省令で定めるところにより第八条の三において準用する第八条の二第一項の規定の例により算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

第五十八条第四項中「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改める。

第五十九条第二項中「に掲げる額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金を障害補償一時金となして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）」を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第六十二条第一項を次のように改める。

政府は、当分の間、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金の額（当該障害年金のうち当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合には、前々年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された障害年金に係る障害年金前払一時金を障害補償一時金となして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第六十三条第三項中「第六十条第三項、第四項及び第六項」を「第六十条第三項から第五項まで及び第七項」に、「同条第六項」を「同条第四項中「第十六条の大」とあるのは「第二十二条の大」とあるのは「第二十二条の六」とあるのは「第二十二条の大」とあるのは「第二十二条の六」と、「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族年金の額」と、同条第七項」に改める。

第六十四条から第六十六条までを削る。

第六十七条第一項第二号中「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改め、同条第六十四条规定とする。

第六十七条第一項第二号中「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改め、別表第二「遺族補償一時金の額中「第十六条の六第一号」を「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改める。

第六十条第二項中「給付基礎日額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該障害年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該

における第十六条の大の規定の適用については、同条第一項第二号中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度（当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合には、前々年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された遺族補償年金の額については、その現に支給された額に当該権利が消滅した日の属する年度の前年度の平均給与額を算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。）、第八条の二第一項中「前条」を「第八条」に改め、同条第二項を次のように改める。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を得た額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該

官報号外

おいて、同項第一項中「前項」とあるのは「次第一項」と、同項第一号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と、「支給すべき事由が生じた日」とあるのは「支給すべき月」と、「四半期の初日(次号)」とあるのは「年度の八月一日(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあっては、当該年度の前年度の八月一日。以下この項)」「年齢の」とあるのは「年齢(遺族年金又は遺族年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をするべき事由に係る労働者の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。)」と、「同項第二号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

第八条の二第三項及び第四項を削り、同条を第八条の三とする。

第八条の次に次の条を加える。

第八条の二 休業補償給付又は休業給付(以下この条において「休業補償給付等」という。)の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額(以下この条において「休業給付基礎日額」という。)については、次に定めるところによる。

一次号に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付付基礎日額とする。

一 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下この条において「四半期」という。)との平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における

省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。)が、算定により算定した額(以下この号において「改定日額」という。)を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあっては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期の前々四半期の平均給与額の百分の百十を超えて、又は百分の九十を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下するに至つた四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等について、その上昇し、又は低下した比率を基礎として労働大臣が定める率を前条の規定により給付基礎日額として算定した額(改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあっては、当該改定日額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかる

層(以下この条において単に「年齢階層」という。)とに休業給付基礎日額の最低限度額として労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けるべき労働者の当該年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層に係る額を休業給付基礎日額とする。

二 前項の規定により休業給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに休業給付基礎日額の最高限度額として労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

前項第一号の労働大臣が定める額は、毎年、年齢階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一日当たりの賃金の額(以下この項において「賃金月額」という。)の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替えるものとする。

第十四条第一項ただし書中「給付基礎日額」の下に「(第八条の二第二項第一号に定める額(以下この項において「最高限度額」という。)を給付基礎日額とすることとされている場合にあっては、同号の規定が適用がないものとした場合における給付基礎日額)」を加え、「控除した額」を「控除して得た額(当該控除して得た額が最高限度額を超える場合には、最高限度額に相当する額)」に改め、「(その額が第二項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第二十二条の二第二項中「第十四条第一項、第三項及び第四項並びに」を「第十四条及び第十五条中「前項」とあり、及び「次項」とあるのは「第二十二条の二第三項」と、同条第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二条の二第三項において」とあるのは「第二十二条の二第三項」と、同条第三項中「前項」とあり、及び「次項」とあるのは「第二十二条の二第三項」と、同条第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二条の二第三項」と、同条第三項中「前項」とあり、「(その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

同条第三項を削る。

第五十八条第一項中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改める。

第五十九条第二項及び第六十条第二項中「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

第六十一条第一項中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改める。

官 報 (号 外)

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する」を「次に掲げる」に、「同項」を「労働者災害補償保険法第三条第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

一 第二条の規定による改正前の労働者災害

補償保険法第三条第一項に規定する事業

二 労働者災害補償保険法第二十九条第一項

第三条の規定の適用を受ける者のうち同法

第二十七条第三号又は第五号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業(そ

の者が同法第二十九条第一項第三号の規定の適用を受けなくなった後引き続き労働者

を使用して行う事業を含む。)であつて、農

業(畜産及び養蚕の事業を含む。)に該当す

るもの

附則第十二条第一項中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。

附 則

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに次条、附則第七条、第十一條、第十二条、第十四条及び第十六条の規定 平成二年八月一日

二 第二条の規定並びに附則第三条から第五条

まで、第八条から第十条まで、第十三条及び

第十五条の規定 平成二年十月一日

三 第三条の規定及び附則第六条の規定 平成二年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による保

険給付の額並びに同日前に支給すべき事由の生じた同法の規定による障害補償一時金、障害補

償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金

並びに遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一

時金並びに障害一時金、障害年金差額一時金及

び障害年金前払一時金並びに遺族一時金及び遺

族年金前払一時金の額については、なお従前の

例による。

2 第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働

者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給された場合における同条の規定による改正

後の労働者災害補償保険法第十六条の六の規定

の適用については、同条第二項中「当該遺族補

償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該當する場合にあつては、前々年度)」とあるのは、

「算定事由発生日の属する年度(当該遺族補償年

金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第一条の規

定による改正前の労働者災害補償保険法第六十

四条の規定その他労働省令で定める法律の規定

により改定されたものである場合にあつては、

当該改定後の額を遺族補償年金の額とすべき最

初の月の属する年度の前年度」とする。

3 前項の規定は、第一条の規定の施行の日前の

期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給された場合について準用する。

この場合において、前項中「同条の規定による

改正後の労働者災害補償保険法第十六条の六」

とあるのは、「同条の規定による改正後の労働者

災害補償保険法第二十二条の四第三項の規定に

より読み替えられた同法第十六条の六」と、「遺

族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の日前に支給すべき

事由が生じた労働者災害補償保険法の規定によ

る休業補償給付及び休業給付の額については、

なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の労働者災害

補償保険法第八条第一項に規定する算定事由發

生日が第二条の規定の施行の日前である者(以下「継続休業者」という。)であつて、同条の規定

による改正前の労働者災害補償保険法第十四条

第二項又は第二十二条の二第三項において準用

する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第七十六条第二項及び第三項の規定により休業

補償給付又は休業給付の額が改定されていたも

のに対して引き続き第二条の規定による改正後

の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)の規定による休業補償給付又は休業給

付を支給する場合における新労災保険法第八条

の二第一項の規定の適用については、同項第二

号中「算定事由発生日の属する四半期」とあるの

は「労働者災害補償保険法等の一部を改正する

法律(平成二年法律第 号)第二条の規定に

よる改正前の労働者災害補償保険法第十四条第

二 条の規定は、第一条の規定の施行の日前の

二項又は第二十二条の二第三項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定による改定後の額により休業補償給付等を支給すべき最初の四半期(当該改定

が同項の規定によりされた場合であつて労働省令で定めるとき)にあつては、労働省令で定

めの四半期)の平均給与額」と、「前々四半期)の

平均給与額」とあるのは「前々四半期の平均給与額」と、「前々四半期)の

平均給与額」とあるのは「前々四半期の平均給与額」と、「前々四半期)の

平均給与額」とあるのは「前々四半期の平均給与額」とあるのは「当該改定後の額の六

十分の百に相当する額」とする。

第五条 継続休業者に対し新労災保険法の規定による休業補償給付又は休業給付を支給すべき場合における新労災保険法第八条の二第二項の規

定の適用については、同項中「当該休業補償給

付等に係る療養を開始した日」とあるのは、「労

働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

(平成二年法律第 号)第二条の規定の施行の日」とする。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定の施行の際現に行われている事業であつて、同条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改

正する法律附則第十二条第一項第二号に掲げる

事業に該当するものに関する労働保険の保険料

の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八

十四号)第三条の規定の適用については、同条

中「その事業が開始された日」とあるのは、「労働

者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平

成二年法律第 号)第三条の規定の施行の日」とする。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十四日

社会労働委員長 浜本 万三
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定と理由

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応するため、退職金共済制度について、退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める額に金利の変動に応じて定まる額を加えた額とするとともに、掛金月額の上限及び下限を引き上げ、あわせて、短時間労働者に係る掛金月額の下限の特例を設けるほか、退職金の分割支給制度を導入する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

右決議のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、中小企業と大企業との間の労働条件、労働福祉等の面での格差を縮小する必要があることから、本法律の施行に当たっては、高齢化社会における老後保障として、退職金制度が今後一層重要な役割を果すことに十分留意しつつ、

次の事項について適切な措置を講すべきである。

六十号)の一部を次のように改正する。

一、中小企業退職金共済制度の適用拡大を図るため、地方公共団体への協力要請、相談体制の整備等加入促進対策を積極的に推進すること。

二、増大するパートタイマー等の労働条件及び生

活実態を踏まえ、これらの労働者の中小企業退

職金共済制度への加入促進対策を積極的に推進

すること。

三、中小企業退職金共済制度の安定・充実のた

め、資産運用については、その安全の確保に留

意しつつ、効率化を図ること。

四、特定業種退職金共済制度についても加入促進策を強化し、掛金日額の改善を図るとともに、引き続き共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に必要な措置を講ずること。

右決議する。

二、退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(以下この項において「区分掛金納付月数」という。)に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額(退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)

二 二十四月以上四十二月以下 千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月三十一日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

六十号)の一部を次のように改正する。

に定める金額を合算して得た額

ロ 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び次項において同じ。)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額(次項において「仮定退職金額」という。)に、それぞれ当該計算月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)に係る支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

三 前項第三号ロの支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共

済者(他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

四 第十条の次に次の三条を加える。

(退職金の支給方法)

第十条の二 退職金は、一時金として支給する。

イ 区分掛金納付月数に応じ別表第一の下欄

第十二条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十三条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十四条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十五条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十六条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十七条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十八条の二 退職金は、一時金として支給する。

第十九条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十一条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十二条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十三条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十四条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十五条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十六条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十七条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十八条の二 退職金は、一時金として支給する。

第二十九条の二 退職金は、一時金として支給する。

第三十条の二 退職金は、一時金として支給する。

第三十一条の二 退職金は、一時金として支給する。

(退職金の分割支給等)

第十条の三 事業団は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 退職金の額が労働省令で定める金額未満であるとき。

二 被共済者が退職した日ににおいて六十歳未満であるとき。

三 分割払の方法による退職金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。

四 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額に千分の三十二・五に労働大臣の定める率を加えて得た率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た額とする。

第十条の四 事業団は、退職金を分割払の方法により支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までに支給期月の到来していない分割退職金の額に相当額(以下この条において「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。

一 被共済者が死亡したとき。
二 被共済者に重度の障害その他の労働省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が事業団に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき。その者

現価相当額は、分割退職金の額を当該額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として労働大臣が定める利率による複利現価法によつ

て前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割退職金に係る支給期月までの期間に応じて割り引いた額とする。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十三条第三項中「解約手当金について」を「解約手当金について」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「支給する場合」の下に「又はその掛金につき第十八条の二第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するとき」を加え、同項を同条第四項とする。

第十四条に後段として次のように加える。
この場合において、退職金等の額の算定に因し必要な事項は、労働省令で定める。

第十八条の二第二項中「第十三条第四項、第二十一条の四」を「(第十三条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十九条に後段として次のように改める。
この場合において、退職金等の額の算定に因し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十一条の二第三項中「第二十一条の四第一項本文を「第二十一条の四第一項第一号」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千円」に、「以上の額」を「(短時間労働被共済者については、二千円)」以上との額に改める。

第二十一条の二第二項中「過去勤務期間の年数に応じ別表第二の下欄に定める金額に過去勤務通算月額を千円で除して得た数」を「過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して労働大臣の定める率を加えて得た率」に改める。

第二十一条の四第一項を次のように改める。

過去勤務掛金が納付されたことのある退職金の額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、

のいづれか多い額とする。

一 退職金共済契約が効力を生じた日の属する年から過去勤務期間の年数分さかのほつた年における同日に相当する日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が過去勤務通算月額に相当する額の掛け金月額により納付されたものとみなして、第十条第二項(第一号を除く。)の規定を適用した場合に得られる額。

二 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額)を加算した額。

二 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額に、当該イからハまでに定めた月数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とする。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかると、これを「一円に切り上げるものとする。第八十条第四項中「その他労働省令で定める者」を「その他の労働省令で定める者」に改める。

第二十二条 退職金等の額に一円未満の端数があるときは、これを「一円に切り上げるものとする。第八十二条第五項中「参考して」を「その他の事情を勘案して」に改める。

第八十三条の三第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第八十八条前段中「第十条第三項」を「第十条第四項、第十条の二」に、「第二十一条」を「第二十二条の二」に、同条後段中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「前条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、同条第三項中「当該退職金」を「前二項の規定の適用がある場合における退職金等」に改める。

附則第八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改め。

附則第八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改め。

第八十条第一項及び第三項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

パーセントの複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

第二十二条の四第三項第二号を次のように改める。
第二章第五節中第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

二 当該退職金共済契約の被共済者に支給される解約手当金の額は、第一項の規定に該当する被共済者にあつては同項、前項の規定に該当する被共済者にあつては同項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

官 報 (号外)

別表第一(第十条関係)

月	数	金	額	五〇月	五一月	五二月	五三月	五四月	五六月	五七月	五八月	五九月	五六〇円
一一月以下の月数			○円										
一二月			三、六〇〇円										五四、〇〇〇円
一三月			四、二〇〇円										五五、四〇〇円
一四月			四、八〇〇円										五六、八〇〇円
一五月			五、四〇〇円										五八、二〇〇円
一六月			六、〇〇〇円										五九、七〇〇円
一七月			六、七〇〇円										六一、二〇〇円
一八月			七、四〇〇円										六二、七〇〇円
一九月			八、二〇〇円										六四、二〇〇円
一〇月			九、〇〇〇円										六七、二〇〇円
一一月			九、九〇〇円										六八、七〇〇円
一二月			一〇、八〇〇円										七〇、二〇〇円
一三月			一一、七〇〇円										七一、八〇〇円
一四月			六五月										七三、四〇〇円
一五月			六六月										七五、〇〇〇円
一六月			六七月										七八、〇〇〇円
一七月			六八月										七六、六〇〇円
一八月			六九月										七八、四〇〇円
一九月			七月										八〇、八〇〇円
一十月			八〇、二〇〇円										八一、二〇〇円
一一月			八一、六〇〇円										八三、六〇〇円
一二月			八五、〇〇〇円										八六、四〇〇円
一三月			八六、四〇〇円										八七、八〇〇円
一四月			五一、一〇〇円										

別表第二(第十条関係)

四一月	四二月	四三月	四四月	四五月	四五月	四六月	四七月	四八月	四九月	七月	八月	九月	五二、六〇〇円
													五四、〇〇〇円
													五五、四〇〇円
													五六、八〇〇円
													五九、七〇〇円
													六一、二〇〇円
													六二、七〇〇円
													六四、二〇〇円
													六七、二〇〇円
													六八、七〇〇円
													七〇、二〇〇円
													七一、八〇〇円
													七三、四〇〇円
													七五、〇〇〇円
													七八、〇〇〇円
													七六、六〇〇円
													七八、四〇〇円
													八〇、八〇〇円
													八一、二〇〇円
													八三、六〇〇円
													八六、四〇〇円
													八七、八〇〇円

官 報 (号外)

七月	八九、二〇〇円	一〇〇月	一二七、四〇〇円
六月	九〇、六〇〇円	一〇一月	一二九、〇〇〇円
七月	九一、〇〇〇円	一〇二月	一三〇、六〇〇円
八月	九三、四〇〇円	一〇三月	一三一、三〇〇円
九月	九四、九〇〇円	一〇四月	一三四、〇〇〇円
十月	九六、四〇〇円	一〇五月	一三五、七〇〇円
十一月	九七、九〇〇円	一〇六月	一三七、四〇〇円
十二月	九九、四〇〇円	一〇七月	一三九、一〇〇円
一月	一〇〇、九〇〇円	一〇八月	一四〇、八〇〇円
二月	一〇一、四〇〇円	一〇九月	一四一、五〇〇円
三月	一〇三、九〇〇円	一〇十月	一四四、二〇〇円
四月	一〇五、四〇〇円	一一一月	一四五、九〇〇円
五月	一〇六、九〇〇円	一一二月	一四七、六〇〇円
六月	一〇八、四〇〇円	一一三月	一四九、三〇〇円
七月	一〇九、九〇〇円	一一四月	一五一、〇〇〇円
八月	一一一、四〇〇円	一一五月	一五二、八〇〇円
九月	一一三、〇〇〇円	一一六月	一五四、六〇〇円
十月	一一四、六〇〇円	一一七月	一五六、四〇〇円
十一月	一一六、二〇〇円	一一八月	一五八、一〇〇円
十二月	一一七、八〇〇円	一一九月	一六一、八〇〇円
一月	一一九、四〇〇円	一一〇月	一六〇、〇〇〇円
二月	一二一、〇〇〇円	一一一月	一六三、六〇〇円
三月	一二三、六〇〇円	一一二月	一六五、四〇〇円
四月	一二四、二〇〇円	一一三月	一六七、二〇〇円
五月	一二五、八〇〇円	一一四月	一六九、〇〇〇円
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			
三月			
四月			
五月			
六月			
七月			
八月			
九月			
十月			
十一月			
十二月			
一月			
二月			

官 報 (号外)

一一五月	一七〇、八〇〇円	一五〇月	一一八、四〇〇円
一一六月	一七一、六〇〇円	一五一月	一一〇、四〇〇円
一一七月	一七四、四〇〇円	一五二月	一一一、四〇〇円
一一八月	一七六、二〇〇円	一五三月	一一四、四〇〇円
一一九月	一七八、〇〇〇円	一五四月	一一六、四〇〇円
一一〇月	一七九、八〇〇円	一五六月	一一八、五〇〇円
一一一月	一八一、六〇〇円	一五七月	一一〇、六〇〇円
一一二月	一八三、五〇〇円	一五八月	一一一、七〇〇円
一一三月	一八五、四〇〇円	一五九月	一一四、八〇〇円
一一四月	一八七、三〇〇円	一五六月	一一六、九〇〇円
一一五月	一八九、二〇〇円	一六〇月	一一九、〇〇〇円
一一六月	一九一、一〇〇円	一六一月	一一四一、一〇〇円
一一七月	一九三、〇〇〇円	一六二月	一一四三、一〇〇円
一一八月	一九四、九〇〇円	一六三月	一一四七、四〇〇円
一一九月	一九六、八〇〇円	一六四月	一一四九、六〇〇円
一一〇月	一九八、七〇〇円	一六五月	一一五、八〇〇円
一一一月	二〇〇、六〇〇円	一六六月	一一五四、〇〇〇円
一一二月	二〇一、五〇〇円	一六七月	一一五六、一〇〇円
一一三月	二〇四、四〇〇円	一六八月	一一五八、四〇〇円
一一四月	二〇六、四〇〇円	一六九月	一一六〇、六〇〇円
一一五月	二〇八、四〇〇円	一七〇月	一一六一、八〇〇円
一一六月	二一〇、四〇〇円	一七一月	一一六五、〇〇〇円
一一七月	二一一、四〇〇円	一七二月	一一六七、一〇〇円
一一八月	二一四、四〇〇円	一七三月	一一六九、四〇〇円
一一九月	二一六、四〇〇円	一七四月	一一七〇、四〇〇円

官 報 (号 外)

一七五月	一七一、六〇〇円	一〇〇月	三三〇、六〇〇円
一七六月	一七三、八〇〇円	一〇一月	三三三、一〇〇円
一七七月	一七六、一〇〇円	一〇二月	三三五、六〇〇円
一七八月	一七八、四〇〇円	一〇三月	三三八、一〇〇円
一七九月	一八〇、七〇〇円	一〇四月	三四〇、六〇〇円
一八〇月	一八三、〇〇〇円	一〇五月	三四三、一〇〇円
一八一月	一八五、三〇〇円	一〇六月	三四五、六〇〇円
一八二月	一八七、六〇〇円	一〇七月	三四八、一〇〇円
一八三月	一八九、九〇〇円	一〇八月	三五〇、七〇〇円
一八四月	一九二、二〇〇円	一〇九月	三五三、三〇〇円
一八五月	一九四、五〇〇円	一〇十月	三五五、九〇〇円
一八六月	一九六、八〇〇円	一一一月	三五六、一〇〇円
一八七月	一九九、二〇〇円	一一二月	三六一、一〇〇円
一八八月	三〇一、六〇〇円	一一三月	三六三、七〇〇円
一八九月	三〇四、〇〇〇円	一二四月	三六六、三〇〇円
一九〇月	三〇六、四〇〇円	一二五月	三六九、〇〇〇円
一九一月	三〇八、八〇〇円	一二六月	三七一、七〇〇円
一九二月	三一、二〇〇円	一二七月	三七四、四〇〇円
一九三月	三一三、六〇〇円	一二八月	三七七、一〇〇円
一九四月	三一六、〇〇〇円	一二九月	三八二、五〇〇円
一九五月	三一八、四〇〇円	一二十月	三八五、二〇〇円
一九六月	三二〇、八〇〇円	一二十一月	三八七、九〇〇円
一九七月	三二三、二〇〇円	一二十二月	三九〇、七〇〇円
一九八月	三二五、六〇〇円	一二三月	三九三、五〇〇円
一九九月	三二八、一〇〇円	一二四月	

一一〇月	三三〇、六〇〇円	一一一月	三三三、一〇〇円
一一二月	三三五、六〇〇円	一一三月	三三七、一〇〇円
一一四月	三三八、一〇〇円	一一五月	三四一、七〇〇円
一一五月	三四三、三〇〇円	一一六月	三四四、三〇〇円
一一六月	三四六、七〇〇円	一一七月	三四五、九〇〇円
一一七月	三五、一〇〇円	一一八月	三五七、五〇〇円
一一八月	三六、五〇〇円	一一九月	三六九、一〇〇円
一一九月	三七、九〇〇円	一一十月	三七一、七〇〇円
一一〇月	三八、三〇〇円	一一一月	三七四、四〇〇円
一一一月	三九、七〇〇円	一一二月	三七七、一〇〇円
一一二月	三九三、五〇〇円	一一三月	三八二、五〇〇円
一一三月	三九六、三〇〇円	一一四月	三八五、二〇〇円
一一四月	三九九、一〇〇円	一一五月	三八七、九〇〇円
一一五月	三〇二、七〇〇円	一一六月	三九〇、七〇〇円
一一六月	三〇五、一〇〇円	一一七月	三九三、五〇〇円
一一七月	三〇八、五〇〇円	一一八月	

官 報 (号外)

一一五月	三九六、三〇〇円	一五〇月	四六九、七〇〇円
一一六月	三九九、一〇〇円	一五一月	四七二、八〇〇円
一一七月	四〇一、九〇〇円	一五二月	四七五、九〇〇円
一一八月	四〇四、七〇〇円	一五三月	四七九、〇〇〇円
一一九月	四〇七、五〇〇円	一五四月	四八二、一〇〇円
一一〇月	四一〇、三〇〇円	一五六月	四八五、二〇〇円
一一一月	四一三、一〇〇円	一五七月	四九一、六〇〇円
一一二月	四一五、九〇〇円	一五八月	四九四、八〇〇円
一一三月	四一八、八〇〇円	一五九月	五〇一、一〇〇円
一一四月	四二一、七〇〇円	一六〇月	五〇四、四〇〇円
一一五月	四二四、六〇〇円	一六一月	五〇七、七〇〇円
一一六月	四二七、五〇〇円	一六二月	五一一、〇〇〇円
一一七月	四三〇、四〇〇円	一六三月	五一四、三〇〇円
一一八月	四三三、三〇〇円	一六四月	五一七、六〇〇円
一一九月	四三六、三〇〇円	一六五月	五二〇、九〇〇円
一一〇月	四三九、三〇〇円	一六六月	五二七、五〇〇円
一一一月	四五一、三〇〇円	一六七月	五三四、二〇〇円
一一二月	四五五、三〇〇円	一六八月	五三七、五〇〇円
一一三月	四五八、三〇〇円	一六九月	五三〇、九〇〇円
一一四月	四五一、三〇〇円	一七〇月	五四四、三〇〇円
一一五月	四五四、三〇〇円	一七一月	五四七、七〇〇円
一一六月	四五七、三〇〇円	一七二月	五四一、一〇〇円
一一七月	四六〇、四〇〇円	一七三月	五四四、五〇〇円
一一八月	四六三、五〇〇円	一七四月	五四七、九〇〇円
一一九月	四六六、六〇〇円		

官報(号外)

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外一件

四六

二七五月	五五一、四〇〇円	三〇〇月	六四一、七〇〇円
二七六月	五五四、九〇〇円	三〇一月	六四六、六〇〇円
二七七月	五五八、四〇〇円	三〇二月	六五〇、五〇〇円
二七八月	五六一、九〇〇円	三〇三月	六五四、四〇〇円
二七九月	五六五、四〇〇円	三〇四月	六五八、三〇〇円
二八〇月	五六八、九〇〇円	三〇五月	六六一、二〇〇円
二八一月	五七一、四〇〇円	三〇六月	六六六、二〇〇円
二八二月	五七五、九〇〇円	三〇七月	六七〇、二〇〇円
二八三月	五七九、五〇〇円	三〇八月	六七四、二〇〇円
二八四月	五八三、一〇〇円	三〇九月	六七八、二〇〇円
二八五月	五八六、七〇〇円	三一〇月	六八二、二〇〇円
二八六月	五九〇、三〇〇円	三一一月	六九〇、三〇〇円
二八七月	五九三、九〇〇円	三一二月	六九四、四〇〇円
二八八月	五九七、六〇〇円	三一三月	六九八、五〇〇円
二八九月	六〇一、三〇〇円	三一四月	七〇一、六〇〇円
二九〇月	六〇五、〇〇〇円	三一五月	七〇六、七〇〇円
二九一月	六〇八、七〇〇円	三一六月	七一〇、九〇〇円
二九二月	六一二、四〇〇円	三一七月	七一五、一〇〇円
二九三月	六一六、一〇〇円	三一八月	七一九、三〇〇円
二九四月	六一九、八〇〇円	三一九月	七二三、五〇〇円
二九五月	六二三、六〇〇円	三一〇月	七二七、七〇〇円
二九六月	六三一、二〇〇円	三一一月	七三一、九〇〇円
二九七月	六三五、〇〇〇円	三一二月	七三六、二〇〇円
二九八月	六三八、八〇〇円	三一三四月	七四〇、五〇〇円
二九九月		三一四月	

三〇〇月	六四一、七〇〇円	四六一	七〇〇円
三〇一月	六四六、六〇〇円	四六二	七〇〇円
三〇二月	六五〇、五〇〇円	四六三	七〇〇円
三〇三月	六五四、四〇〇円	四六四	七〇〇円
三〇四月	六五八、三〇〇円	四六五	七〇〇円
三〇五月	六六一、二〇〇円	四六六	七〇〇円
三〇六月	六六六、二〇〇円	四六七	七〇〇円
三〇七月	六七〇、二〇〇円	四六八	七〇〇円
三〇八月	六七四、二〇〇円	四六九	七〇〇円
三〇九月	六七八、二〇〇円	四七〇	七〇〇円
三一〇月	六八二、二〇〇円	四七一	七〇〇円
三一一月	六九〇、三〇〇円	四七二	七〇〇円
三一二月	六九四、四〇〇円	四七三	七〇〇円
三一三月	六九八、五〇〇円	四七四	七〇〇円
三一四月	七〇一、六〇〇円	四七五	七〇〇円
三一五月	七〇六、七〇〇円	四七六	七〇〇円
三一六月	七一〇、九〇〇円	四七七	七〇〇円
三一七月	七一五、一〇〇円	四七八	七〇〇円
三一八月	七一九、三〇〇円	四七九	七〇〇円
三一九月	七二三、五〇〇円	四八〇	七〇〇円
三一〇月	七二七、七〇〇円	四八一	七〇〇円
三一一月	七三一、九〇〇円	四八二	七〇〇円
三一二月	七三六、二〇〇円	四八三	七〇〇円
三一三四月	七四〇、五〇〇円	四八四	七〇〇円

官報(号外)

三一五月	七四四、八〇〇円	三五〇月	八五八、七〇〇円
三一六月	七四九、一〇〇円	三五一月	八六三、五〇〇円
三一七月	七五三、四〇〇円	三五二月	八六八、三〇〇円
三一八月	七五七、八〇〇円	三五三月	八七三、二〇〇円
三一九月	七六一、二〇〇円	三五四月	八七八、一〇〇円
三一十月	七六六、六〇〇円	三五五月	八八三、〇〇〇円
三一十一月	七七一、〇〇〇円	三五六月	八八七、九〇〇円
三一十二月	七七五、四〇〇円	三五七月	八九二、八〇〇円
三二一月	七七九、九〇〇円	三五八月	八九七、八〇〇円
三二二月	七八四、四〇〇円	三五九月	九〇一、八〇〇円
三二三月	七八八、九〇〇円	三六〇月	九〇七、八〇〇円
三二四月	七九三、四〇〇円	三六一月	九一二、八〇〇円
三二五月	七九七、九〇〇円	三六二月	九一七、九〇〇円
三二六月	八〇一、五〇〇円	三六三月	九二三、〇〇〇円
三二七月	八〇七、一〇〇円	三六四月	九二八、一〇〇円
三二八月	八一一、七〇〇円	三六五月	九三三、三〇〇円
三二九月	八一〇、九〇〇円	三六六月	九三八、五〇〇円
三二十月	八一六、三〇〇円	三六七月	九四三、七〇〇円
三二十一月	八二〇、九〇〇円	三六八月	九四八、九〇〇円
三二二月	八二五、六〇〇円	三六九月	九五四、一〇〇円
三二三月	八三〇、三〇〇円	三七〇月	九五九、四〇〇円
三二四月	八三五、〇〇〇円	三七一月	九六四、七〇〇円
三二五月	八三九、七〇〇円	三七二月	九七〇、〇〇〇円
三二六月	八四四、四〇〇円	三七三月	九七五、三〇〇円
三二七月	八四九、一〇〇円	三七四月	九八〇、六〇〇円
三二八月	八五三、九〇〇円		
三二九月			

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外一件

官 報 (号 外)

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外一件

四八

三七五月	九八六、〇〇〇円	四〇〇月	一、一二八、〇〇〇円
三七六月	九九一、四〇〇円	四〇一月	一、一三四、〇〇〇円
三七七月	九九六、八〇〇円	四〇二月	一、一四〇、〇〇〇円
三七八月	一、〇〇一、二〇〇円	四〇三月	一、一四六、一〇〇円
三七九月	一、〇〇七、七〇〇円	四〇四月	一、一五二、一〇〇円
三八〇月	一、〇一三、二〇〇円	四〇五月	一、一五八、三〇〇円
三八一月	一、〇一八、七〇〇円	四〇六月	一、一六四、四〇〇円
三八二月	一、〇一四、二〇〇円	四〇七月	一、一七〇、六〇〇円
三八三月	一、〇一九、八〇〇円	四〇八月	一、一七六、八〇〇円
三八四月	一、〇三五、四〇〇円	四〇九月	一、一八三、〇〇〇円
三八五月	一、〇四一、〇〦〇円	四一〇月	一、一八九、三〇〇円
三八六月	一、〇五七、六〇〇円	四一一年	一、一九五、六〇〇円
三八七月	一、〇五一、二〇〇円	四一一年	一、一九五、六〇〇円
三八八月	一、〇五七、九〇〇円	四一三年	一、一〇八、一〇〇円
三八九月	一、〇六三、六〇〇円	四一四年	一、一一四、六〇〇円
三九〇月	一、〇六九、三〇〇円	四一五年	一、一一一、〇〦〇円
三九一月	一、〇七五、一〇〇円	四一六年	一、一二七、四〇〇円
三九二月	一、〇八〇、九〇〇円	四一七年	一、一二三、八〇〇円
三九三月	一、〇八六、七〇〇円	四一八年	一、一四〇、三〇〇円
三九四月	一、〇九二、五〇〇円	四一九年	一、一四六、八〇〇円
三九五月	一、〇九八、四〇〇円	四二〇月	一、一五三、三〇〇円
三九六月	一、一〇四、三〇〇円	四二一年	一、一五九、九〇〇円
三九七月	一、一一〇、一〇〇円	四二二月	一、一六六、五〇〇円
三九八月	一、一一六、一〇〇円	四二三年	一、一七三、二〇〇円
三九九月	一、一一一、〇〦〦円	四二四年	一、一七九、九〇〇円

官 報 (号外)

四一五月	一、二八六、六〇〇円	四五〇月	一、四六三、七〇〇円
四一六月	一、二九三、三〇〇円	四五一月	一、四七一、二〇〇円
四一七月	一、三〇〇、一〇〇円	四五二月	一、四七八、七〇〇円
四一八月	一、三〇六、九〇〇円	四五三月	一、四八六、二〇〇円
四一九月	一、三一三、七〇〇円	四五四月	一、四九三、八〇〇円
四一〇月	一、三一〇、五〇〇円	四五五月	一、五〇一、四〇〇円
四一一月	一、三一七、四〇〇円	四五六月	一、五〇九、一〇〇円
四一二月	一、三三四、三〇〇円	四五七月	一、五一六、八〇〇円
四一二月	一、三三四、二〇〇円	四五八月	一、五四〇、五〇〇円
四二三月	一、三三四、二〇〇円	四五九月	一、五三三、三〇〇円
四二四月	一、三四八、一〇〇円	四五〇月	一、五四〇、一〇〇円
四二五月	一、三五五、一〇〇円	四五〇月	一、五四〇、一〇〇円
四二六月	一、三六一、一〇〇円	四五二月	一、五六八、〇〇〇円
四二七月	一、三六九、二〇〇円	四五二月	一、五五五、九〇〇円
四二八月	一、三七六、三〇〇円	四五三月	一、五六三、八〇〇円
四二九月	一、三八三、四〇〇円	四五四月	一、五七一、七〇〇円
四二〇月	一、三九〇、六〇〇円	四五五月	一、五七九、七〇〇円
四二一月	一、三九七、八〇〇円	四五六月	一、五八七、七〇〇円
四二二月	一、四〇五、〇〇〇円	四五七月	一、五九五、八〇〇円
四二三月	一、四一二、二〇〇円	四五八月	一、六〇三、九〇〇円
四二四月	一、四一九、五〇〇円	四五九月	一、六一七、〇〇〇円
四二五月	一、四二六、八〇〇円	四五〇月	一、六一八、四〇〇円
四二六月	一、四三四、一〇〇円	四五二月	一、六二八、二〇〇円
四二七月	一、四四一、五〇〇円	四五三月	一、六三六、六〇〇円
四二八月	一、四四八、九〇〇円	四五四月	一、六四四、九〇〇円
四二九月	一、四五六、三〇〇円	四五五月	一、六五三、二〇〇円

四五〇月	一、四六三、七〇〇円	四五一月	一、四七一、二〇〇円
四五一月	一、四七一、二〇〇円	四五二月	一、四七八、七〇〇円
四五二月	一、四八六、二〇〇円	四五三月	一、四九三、八〇〇円
四五三月	一、四九三、八〇〇円	四五四月	一、五〇一、四〇〇円
四五四月	一、五〇九、一〇〇円	四五五月	一、五〇九、一〇〇円
四五五月	一、五二四、五〇〇円	四五六月	一、五三三、三〇〇円
四五六月	一、五四〇、一〇〇円	四五七月	一、五四〇、一〇〇円
四五七月	一、五五五、九〇〇円	四五八月	一、五六三、八〇〇円
四五八月	一、五六八、〇〇〇円	四五九月	一、五七一、七〇〇円
四五九月	一、五七九、七〇〇円	四五〇月	一、五七九、七〇〇円
四五〇月	一、五八七、七〇〇円	四五一月	一、五九五、八〇〇円
四五一月	一、五九五、八〇〇円	四五二月	一、六〇三、九〇〇円
四五二月	一、六一七、〇〇〇円	四五三月	一、六二八、二〇〇円
四五三月	一、六三六、六〇〇円	四五四月	一、六四四、九〇〇円
四五四月	一、六五三、二〇〇円	四五五月	一、六六一、七〇〇円

官 報 (号外)

平成二年六月十五日 参議院会議録第十五号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外一件

五〇

四七五月	一、六六一、五〇〇円	五〇〇月	一、八八一、四〇〇円
四七六月	一、六六九、八〇〇円	五〇一月	一、八九一、八〇〇円
四七七月	一、六七八、二〇〇円	五〇二月	一、九〇一、二〇〇円
四七八月	一、六八六、六〇〇円	五〇三月	一、九一〇、七〇〇円
四七九月	一、六九五、一〇〇円	五〇四月	一、九一〇、二〇〇円
四八〇月	一、七〇三、六〇〇円	五〇五月	一、九一九、七〇〇円
四八一月	一、七一六、二〇〇円	五〇六月	一、九三九、二〇〇円
四八二月	一、七二〇、八〇〇円	五〇七月	一、九五八、四〇〇円
四八三月	一、七二九、五〇〇円	五〇八月	一、九六八、一〇〇円
四八四月	一、七三八、二〇〇円	五〇九月	一、九七七、八〇〇円
四八五月	一、七四六、九〇〇円	五〇十月	一、九九七、四〇〇円
四八六月	一、七五五、七〇〇円	五一十一月	一、九八七、六〇〇円
四八七月	一、七六四、五〇〇円	五一十二月	一、〇一七、三〇〇円
四八八月	一、七七三、三〇〇円	五一三月	一、〇〇七、三〇〇円
四八九月	一、七八一、二〇〇円	五一四月	一、〇一七、二〇〇円
四八〇月	一、七九一、一〇〇円	五一五月	一、〇一七、二〇〇円
四九一月	一、八〇〇、一〇〇円	五一六月	一、〇三七、二〇〇円
四九二月	一、八〇九、一〇〇円	五一七月	一、〇四七、二〇〇円
四九三月	一、八一八、一〇〇円	五一八月	一、〇五七、三〇〇円
四九四月	一、八二七、二〇〇円	五一九月	一、〇七七、六〇〇円
四九五月	一、八三六、三〇〇円	五一〇月	一、〇六七、四〇〇円
四九六月	一、八四五、四〇〇円	五一一一月	一、〇八七、八〇〇円
四九七月	一、八五四、六〇〇円	五一二月	一、〇九八、〇〇〇円
四九八月	一、八六三、八〇〇円	五一三月	一、一〇八、三〇〇円
四九九月	一、八七三、一〇〇円	五一四月	一一一八、六〇〇円

五一四月	一一一八、六〇〇円
五一五月	一一一九、六〇〇円
五一六月	一一二〇、六〇〇円
五一七月	一一二一、六〇〇円
五一八月	一一二二、六〇〇円
五一九月	一一二三、六〇〇円
五一〇月	一一二四、六〇〇円
五一一一月	一一二五、六〇〇円
五一一二月	一一二六、六〇〇円
五一三月	一一二七、六〇〇円
五一四月	一一二八、六〇〇円

官 報 (号 外)

別表第三(第二十一条の三関係)

五年	五四〇月	五三九月	五三八月	五三七月	五三六月	五三五月	五三四月	五三三月	五三二月	五三〇月	五二九月	五二八月	五二七月	五二六月	五二五月
		一一・七九、七〇〇円	一一・六八、六〇〇円	一一・五七、六〇〇円	一一・四六、六〇〇円	一一・三五、六〇〇円	一一・二四、七〇〇円	一一・一三、一〇〇円	一一・一〇、三、一〇〇円	一一・八一、七〇〇円	一一・九一、四〇〇円	一一・一六〇、四〇〇円	一一・四九、九〇〇円	一一・三九、四〇〇円	一一・二九、〇〇〇円
	五年	一・三五	一・二八	一・二一	一・一三	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八
		五九月	五八月	五七月	五六月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月	五四月
		六六・三	六四・六	六二・九	六一・三	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七	五六・七

別表第四(第二十一条の四関係)

六年	一・六七	一・〇〇	一一・三五	一一・七一	三・一〇	一〇年	九年	八年	七年	六年

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

附
錄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び第二十一条の

二第四項の改正規定(「三千円」を「四千円」に改

までの規定は、同年十一月一日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

千円」に改める部分に限る。)の施行の際に掛

金月額が三千円である退職金共済契約（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締

結された退職金共済契約で改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第四条第二項

に規定する短時間労働被共済者に該当する被共済者に係るものと余く。以下「第一項契約」と、

かわらず、平成三年十一月一日から起算して二年を経過する日までの間は、その掛金月額を三

手取とすることができる。ただし、新法第九条の規定に比し掛合用頂が四千円以上頂て曾加

の規定は、金月額が四千円以上の場合は増加された日以後においては、この限りでない。

第一項契約のうち、前項本文に規定する期間

する」とが著しく困難であると労働大臣が認定

したもの（以下「第二項認定契約」という。）については、新法第四条第二項の規定にかかるわら

す、当該期間の経過後においても、労働省令で

定める田までの間は、その掛金月額を三千円とすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

官 報 (号 外)

- 3 第一項契約のうち、第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるもの（第二項認定契約を除く。）に係る掛け金月額は、当該期間の満了の時に、四千円に増加されたものとみなす。

4 第二項認定契約のうち、第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛け金月額が三千円であるものに係る掛け金月額は、当該期間の満了時に、四千円に増加されたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に掛け金月額が三千円未満である退職金共済契約に関する新法第四条第二項及び第三項の規定の適用については、施行日から平成三年十一月三十日までの間は、同条第二項中「三千円（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十一条の二第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）」とあるのは「一千二百円」と、同条第三項中「二千円を」とあるのは「一千二百円を超えて一千円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超えて三千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、三千円を」とする。

6 中小企業退職金共済事業団は、前項に規定する退職金共済契約に係る共済契約者からの掛け金月額の減少の申込みについては、新法第九条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する期間中は、新法第八条第三項各号に掲げる場合においても、これを承諾してはならない。ただし、

7 前二項の規定は、第五項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了後ににおける掛け金月額を三千円以上に増加すること限りでない。

8 第五項に規定する退職金共済契約（第十一項以下「第七項認定契約」という。）に係る当該期間の満了後における掛け金月額に関して準用する。この場合において、第五項中「施行日から平成三年十一月三十日まで」とあるのは「労働省令で定める日まで」と、「三千円」とあるのは「四千円」と、前項中「期間中」とあるのは「労働省令で定める日までの間」と、「三千円」とあるのは「四千円」と読み替えるものとする。

9 第五項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛け金月額が三千円未満であるもの（第七項認定契約を除く。）に係る掛け金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

10 第七項認定契約のうち、第七項において準用する第五項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛け金月額が三千円未満であるものに係る掛け金月額は、当該期間の満了後二年間は、その掛け金月額を三千円とすることができる。この場合には、第一項ただし

11 第二項の規定は、前項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する二年の期間の満了後における掛け金月額を四千円以上に増加するところが著しく困難であると労働大臣が認定したものとみなす。

12 第十項に規定する退職金共済契約（第十一項以下「第十一項認定契約」という。）について準用する。

13 第十一項認定契約のうち、第十一項において準用する第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛け金月額が三千五百円又は四千五百円である退職金共済契約についても、新法第四条第三項の規定にかかわらず、当該期間の満了の際現に掛け金月額が三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働契約のうち、第五項に規定する期間の満了後ににおける掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛け金月額が当該三千五百円又は四千五百円以上の額に変更された日以後においては、この限りでない。

14 この法律の施行の際現に掛け金月額が三千五百円又は四千五百円である退職金共済契約については、新法第四条第三項の規定にかかわらず、当該期間の満了の際現に掛け金月額が三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働契約のうち、第五項に規定する期間の満了後ににおける掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円以上の額に変更された日以後においては、この限りでない。

15 前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第五項に規定する期間の満了後ににおける掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円以上の額に変更された日以後においては、この限りでない。

官 報 (号 外)

大臣が認定したもの（以下「第十五項認定契約」という。）に係る当該期間の満了後における賃金月額に関する準用する。この場合において、前項中「第四条第二項」とあるのは「第四条第一項及び第三項」と、「第五項に規定する期間中」とあるのは「労働省令で定める日までの間」と読み替えるものとする。

日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金については、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第二項及び第三項並びに第十二条の四第一項及び第二項（第一号を除く。）

第五項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるもの（第十五項認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

18 第十五項認定契約のうち、第十五項において
準用する第十四項に規定する労働省令で定める
日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千五
百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額
は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円
又は五千円に増加されたものとみなす。

定める。

第二項、第七項、第十一項及び第十五項の規
定による認定に関し必要な事項は、労働省令で

19
船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に関しては、第二項(第十一項において準用する場合を含む)、第七項において準用する第五項、第十五項において準用する第十四項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二項、第七項、第十一項及び第十五項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」とする。
(過去勤務掛金に関する経過措置)

第三条 新法第二十一条の三第一項の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共

(2) 挂金額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額
り、旧最高掛金額を超える額により納付

被共済者に係る退職金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

(1) 各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2) 旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超えた

定める金額」とあるのは「別表第一」の下欄に定める金額の十分の一の「金額」と、「千円」とあるのは「百円」と、同項第一号中「千円」とあるのは「百円」と、同項第三号中「別表第一」の下欄に定める金額」とあるのは「別表第一」の下欄に定める金額の十分の一の「金額」と、「百円」とあるのは「二十円」となる」

とあるのは「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」と、「各月分の掛金」

とあるのは「各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分」として、同項の規定を適用した場合に得られる額施行日以後に退職した被共済者たち、その者について過去勤務掛け金が納付されたことある者(次号の規定に該当する被共済者を除く)

するところによる。
施行日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかつた退職金共済契約の

四、イに規定する被共済者以外の被共済者に
被共済者に係る退職金の額は、政令で定め
ることにより、従前の算定方法により算
定した額とする。

るのは「労働省令で定めるところにより掛金納付月数と過去勤務期間の月数を通常算した月数が」と、「月数となる月」とあるのは「月数となる月(平成四年四月以後

の月に限る。」と、「各月分の掛金」とあるのは「各月分の掛金のうち旧最高掛金額を超える部分」として、同項(第一号を除く。)の規定を適用した場合に得られる額

四 施行日以後に退職した被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者であって、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものに係る退職金の額については、新法第二十二条の四第二項第二号ロ及びハ中「第十条第二項の規定により算定した額」とあるのは、「過去勤務掛金が納付されたことがないものとして中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第一号)附則第四条第一項第二号の規定を適用した場合に得られる額」として、同項の規定を適用した場合に得られる額とする。

2 新法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金の支給については、なお前項の例による。

3 新法第十三条第三項(解約手当金の額に係る部分に限る。)及び第二十一条の四第三項第二号の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額について適用し、その他の場合における解約

手当金の額については、次に定めるところによる。

一 施行日前に退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額については、なお従前の例による。

二 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのないものが施行日以後に解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

イ 施行日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった退職金共済契約に係る解約手当金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

ロ イに規定する退職金共済契約以外の退職金共済契約に係る解約手当金の額は、次の①及び②に定める額を合算して得た額とする。

(1) 各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛け金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2) 旧最高掛金月額を超える額により納付された掛け金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、労働省令で定めるところにより、第一項第三号ロ(2)の規定の例により算定した額

四 施行日前に効力を生じた退職金共済契約のうち、過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約であって、当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部

の月に係る解約手当金の額については、第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「附則第四条第一項第一号」とあるのは、「附則第四条第三項第一号」と読み替え

日以後に解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

イ 施行日以後に旧最高掛金月額を超える額(以下「新契約」という。)について施行日前に効力を生じた退職金共済契約(以下「旧契約」といふ。)に係る掛金納付月数を新法第十四条の規定により通算する場合における新法第十条第二項(新法第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」とする。

ロ イに規定する退職金共済契約以外の退職金共済契約に係る解約手当金の額は、次の①及び②に定める額を合算して得た額とする。

(1) 各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛け金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2) 旧最高掛金月額を超える額により納付された掛け金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、労働省令で定めるところにより、第一項第三号ロ(2)の規定の例により算定した額

五 前項の場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額の合算額を下回ることとなる退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかる

退職金の額として算定して得られる額に対する算定額とする。

一 新法第十条第二項の規定により新契約に係る退職金の額として算定して得られる額

二 第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対する算定額とする。

三 第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対する算定額とする。

四 第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対する算定額とする。

五 第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対する算定額とする。

六 第四項の場合に支給される解約手当金のうち、その額が次に掲げる額の合算額を下回ることとなる解約手当金の額は、新法第十三条第三項において準用する新法第十条第二項の規定にかかる

ものとする。

一 新法第十三条第三項において準用する新法第十条第二項の規定により新契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額

官号外報

二 第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対し、新契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額（その額に「円未満の端數があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条第一項中「新法」を「改正後の中小

企業退職金共済法（以下「新法」という。）に、「施行日以後」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後」に改める。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から第四条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔浜本万三君登壇、拍手〕

○浜本万三君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は、年金及び一時金たる保険給付、休業補償給付等のスライド制を改善すること、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額及び最高限度

額を定めること、農業の事業への適用拡大等であります。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の主な内容は、中小企業退職金共済制度について、掛金月額の最低額、最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の下限の特例の設定、付加退職金制度の導入等を行うことになります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、労災保険における特別加入制度の適用範囲の拡大、重度障害者等に対する介護補償のム労働者の中企業退職金共済制度への加入促進対策等の諸問題について質疑が行われましたが、

その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党幹部委員より両案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、いざれも附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたしま

す。

○議長（土屋義彦君） これまでに付された

法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

○議長（土屋義彦君） 本件は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

○議長（土屋義彦君） 本件は可決されました。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

八万九千円とする額に改定し、納付金率を歳費月額の百分の九・七から百分の九・九に改め、また、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を、恩給法に準じたものに改定するものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二年度一般会計予算に約千百八十八万円が計上されています。

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月十四日

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦

参議院議長 下条進一郎

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦

参議院議長 下条進一郎

国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改定する。

第十五条の二第一項を次のように改定する。

普通退職年金は、その年額が二百六十四万円

以上であつてこれを受ける者の前年ににおける互助年金外の所得金額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。以下この条において同じ。）が七百万円を超えるときは、普通退職年金の合計額（以下この条において「普通退職年金の年額等の合計額」という。）の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額の支給額を停止する。ただし、普通退職年金の支給額

は、三百六十四万円を下つてはならず、その停止額は、普通退職年金の年額の百分の五十に相

当する金額を超えてはならない。

一 普通退職年金の年額等の合計額が千二百三十八万円以下である場合 九百六十四万円を

超える金額の百分の三十五に相当する金額

二 普通退職年金の年額等の合計額が千二百三十八万円を超える千四百九十二万円以下である場合 九百六十四万円と普通退職年金の年額等の合計額の千二百三十八万円を超える金額の百分の四十に相当する金額との合計額に相当する金額

三 普通退職年金の年額等の合計額が千四百九十二万円を超える千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

四 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

五 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

六 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

七 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

八 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

九 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十一 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十二 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十三 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十四 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十五 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十六 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十七 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十八 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十九 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

二十 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

二十一 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

二十二 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

二十三 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

二十四 普通退職年金の年額等の合計額が千七百五十六万円を超える場合 三百十六万八千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百五十六万円以下である場合 百九十八万円と普通退職年金の年額等の合計額の千四百九十二万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額

十二項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第十項中「九十六万九千円」を「九十八万九千円」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項の次に次の二項を加える。

10 平成二年七月一日以後に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する

互助年金については、当分の間、第九条第二項

中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは、「千百八十六万八千円」とする。ただし、同年六月三十日以前における議員の歳費年額（前項本文の規定の適用がある場合は、同項本文に規定する額）を基礎としてその年額が計算される互助

年金については、この限りでない。

附則に次の二項を加える。

（昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例）

右は全会一致をもって可決すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十五日

議院運営委員長 下条進一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十五日

議院運営委員長 下条進一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の秘書の給与について、在職期間及び年齢に応じた給料の級及び号

給の制度を導入しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

（施行期日）

1 この法律は、平成二年七月一日から施行す

る。

（高額所得による互助年金の停止に関する経過措置）

2 改正後の国会議員互助年金法（以下「新法」という。）第十五条の二の規定は、平成二年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。この場合において、当該普通退職年金を受ける者に係る同年七月分以降の普通退職年金については、新法第十五条の二の規定の適用によりその者が受ける普通退職年金の額が改正前の国会議員互助年金法第十五条の二の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる普通退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、普通退職年金の支給額とする。

国会議員の秘書の給与等に関する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第一百一十八号）の全部を改正する。

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第一百一十八号）の全部を改正する。

第一條 この法律は、国会議員の秘書（以下「議員秘書」という。）の受ける給与、公務又は通勤による災害補償及び退職手当について定めるものとする。

（議員秘書の給与）

第三条 議員秘書は、給料月額として、国会議員の申出により、その一人は別表第一による額を、他の一人は別表第二による額を受ける。

当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第三条 議員秘書は、給料月額として、国会議員の申出により、その一人は別表第一及び別表第二（以下「給料表」といいう。）の給料の級及び号給の別は、議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、兩議院の議長が協議して定める。

2 別表第一及び別表第二による額を受ける。

議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、兩議院の議長が協議して定める。

（給料の級及び号給に係る在職期間）

第四条 前条第二項に規定する在職期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間とを合算した期間に第三号に掲げる期間を加算した期間とする。

で約一億六千万円である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月十四日

衆議院議長 横内 義彦

参議院議長 土屋 義彦

官 報 (号)

一 議員秘書として在職した期間（年齢五十八歳に達した日の属する月後の在職した期間を除く。）
 二 議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは國務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職公務員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）として在職した期間（年齢五十八歳に達した日の属する月後年の在職した期間を除く。）
 三 議員秘書の次に掲げる期間を合算した期間
 イ 年齢二十四歳に達した日の属する月から年齢三十歳に達する日の属する月の前月までの期間については、当該議員秘書の年齢二十四歳に達した日の属する月以後の期間（前二号に掲げる期間を除く。）に六分の一を乗じて得た期間
 ロ 年齢三十歳に達した日の属する月から年齢五十六歳に達する日の属する月の前月までの期間については、当該議員秘書の年齢三十歳に達した日の属する月以後の期間（前二号に掲げる期間を除く。）に四分の一を乗じて得た期間
 ハ 前項第一号及び第二号の場合において、採用の日の属する月及び退職の日の属する月は、それぞれ一月とする。ただし、採用の日の属する月に退職したとき、及び退職の日の属する月に再び採用されたときは、一月とする。

3 第一項第三号に掲げる期間に一月未満の端数が生じたときは、これを一月に切り上げるものとする。
 第五条 議員秘書に採用された場合のその者の受け給料の級及び号給は、その者の第三条第二項に規定する在職期間及び年齢に応じて同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給とする。
 （給料表の適用に異動があった場合の給料の級及び号給）
 第六条 前条の規定は、議員秘書について給料表の適用に異動があった場合のその者の受け給料の級及び号給について準用する。
 第七条 前二条及び次条の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三条第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。
 （昇給）
 第八条 議員秘書が現に受けている給料の級及び号給を受けるに至った日の属する月から三十六ヶ月（両議院の議長が協議して定める場合は、二十四ヶ月）を経過したときは、当該規定する在職期間及び年齢に応じて、同二項に規定する在職期間及び年齢に応じて、同二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給に昇給する。
 （ただし、議員秘書が年齢五十八歳に達している場合（この項本文の規定により昇給することと

なる月が当該年齢に達する日の属する月と同一の場合を除く。）は、この限りでない。
 2 前三条の規定により給料の級及び号給が決まった者の最初の昇給については、前項の規定にかかるわらず、両議院の議長が協議して定める基準に該当する場合のほか、両議院の議長が協議して定める基準に該当する場合は、昇給しない。
 （住居手当）
 第十条 議員秘書は、この法律に定めるもののか、一般職公務員の例により、住居手当を受けける。ただし、議員秘書は、この法律に定めるもののか、一般職公務員の例により、住居手当を受けける場合のほか、両議院の議長が協議して定めた場合のほか、両議院の議長が協議して定める基準に該当する場合は、昇給しない。
 （通勤手当）
 第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額の最高額の百分の六十に相当する額を受ける。
 第十二条 議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当の支給は、採用の当月分から退職又は死亡の当月分までを支給する。
 （給料等の支給）
 第十三条 議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当は、その議員秘書が他の国会議員の議員秘書となつた場合その他のいかなる場合においても、重複して受けることができない。

4 前項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、第一項に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の受け給料の期末手当の額は、第二項の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同項の規定により受けた期末手当の額が第二項の規定においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第三項又は第十六条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。
 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき給料月額に一般職公務員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期が満限に達した日又は解散の日（以下「任期満限等の日」という。）に在職する議員秘書で当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き在職したものとみなす。
 3 三月一日から五月十五日までの間、六月一日から十一月十五日までの間又は十二月一日から翌年二月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月二日から当該任期満限等の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。
 4 前項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、第一項に規定する受け給料の期末手当を受けることとなるときは、その者の受け給料の期末手当の額は、第二項の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同項の規定により受けた期末手当の額が第二項の規定

による期末手当の額以上である場合には、第一項の規定による期末手当は支給しない。

(勤勉手当)

第十五条 議員秘書で六月一日及び十二月一日

(以下この条において「これらの日を「基準日」という。)に在職する者は、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。議員秘書でこれらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した者(当該これら基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第四項又は次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者については、退職又は死亡の日現在)において同項に規定する者が受けけるべき給料月額に、同項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の六十
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の四十八
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の三十六
四 在職期間が三月未満の場合 百分の十八

3 前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を計算する場合について準用する。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、当該任期満限等の日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合は、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなす。

任期満限等の日までの期間におけるその者の在

職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受ける。

(給与の支給日)
第十七条 議員秘書の給料、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給日は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(災害補償)
第十八条 議員秘書及びその遺族は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その議員秘書の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

(退職手当)
第十九条 議員秘書が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)は、両議院の議長が協議して定めるところにより、退職手当を受ける。

(議員秘書の採用等の届出)
第二十条 議員秘書の採用、解職若しくは死亡又は給料表の適用についての届出について必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(細則)
第二十一条 この法律に定めるもののほか、議員秘書の給与の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

(附則)
1 この法律は、平成二年八月一日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。
(国会議員の事務補助員として在職した期間)
2 国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法(昭和二

十二年法律第七十九号)第百三十二条の規定による国会議員の事務補助員として在職した期間は、新法第四条第一項第一号に掲げる期間とみなして、同条の規定を適用する。

(初春日における議員秘書の給料の級及び号給)
3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の国会議員の秘書の給料等に關する法律(以下「旧法」という。)第一条の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。

(在職日の特例)
第十六条 一月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十一条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

4 前条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合には、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなす。

5 前項の規定は、切替日からの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により秘書官六号俸相当額又は秘書官三号俸相当額を受けることとなつた議員秘書の当該議員秘書となつた日における給料の級及び号給について適用する。

いでは、引き続き議員秘書として在職していたものとみなす。

(給料月額の特例)

一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する調整手当が支給される間は、新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に一般職給与法第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に係る同号に掲げる割合(以下この項において「甲地の調整手当に係る割合」という。)を乗じて得た額との合計額」と、「別表第二による額」とあるのは「別表第二による額とその額に甲地の調整手当に係る割合を乗じて得た額との合計額」とする。(給与の内払)

14 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(西院議長協議決定への委任)

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、新法の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
(健康保険法の特例)

16 國會議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されることにより議員秘書を退職し健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限等の日の翌日において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十条第一項の規定による申請をしたものとみなす。ただし、当該任期満限等の日の翌日から起算して七日を経過するまでの間に、同条の規定による被保険者とする

ならない旨の申出をした者については、この限りでない。

17 衆議院又は参議院は、健康保険法第七十二条

ただし書(同法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、前項の規定により同法第二十条の規定による被保険者となつた者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期未手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段(新法第十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされる

こととなつたときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第二十条の規定による被保険者に関する保険料額(同法附則第八条第四項に規定する調整保険料額を含む。)の二分の一を負担する。
(厚生年金保険法の特例等)

18 衆議院又は参議院は、國會議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されるとことにより議員秘書を退職し厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となつたことにより当該任期満限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したるものとみなされることがあるもの(以下「継続秘書被保険者」という。)が当該任期満限等の日の属する月(当該任期満限等の日が月の末日である場合にあっては、その翌月。以下同じ。)に

ある場合にあっては、その翌月。以下同じ。)に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しなかつたとしたならばその者について算定されることとなる当該任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険料相当額」という。を、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、当該任期満限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

19 前項の規定により衆議院又は参議院が継続秘書被保険者に係る厚生年金保険料相当額を納付したときは、当該継続秘書被保険者については、当該任期満限等の日の翌日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失せず、当該任期満限等の日の翌日から再び議員秘書となつた日の前日までの間引き続き厚生年金保険の被保険者であったものとみなして、厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)その他厚生年金保険又は国民年金に関する法令の規定を適用する。この場合においては、当該厚生年金保険料相当額が納付されたことをもって、当該継続秘書被保険者に係る当該任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料が納付されたものとみなす。

20 前二項に定めるもののほか、継続秘書被保険者に係る厚生年金保険の保険給付の支給その他これららの規定の実施に関し必要な事項は、厚生省令で定める。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

21 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第百一十八号)及び同法第六条の規定に基く国会議員の秘書の給料等に関する支給規程」を「国会議員の秘書の給与等に関する規程」に改める。

別表第一(第三条関係)	
級	号 紙
	給 料 月 領
一	三一、八〇〇円
二	三二九、一〇〇円
三	三八三、六〇〇円
四	三九三、六〇〇円
五	四〇三、六〇〇円
六	四一三、六〇〇円
七	四二三、六〇〇円
八	四三三、六〇〇円
九	四四三、六〇〇円
十	四五〇、三〇〇円

級	号 紙	給 料 月 領
一	一一八、一〇〇円	一一八、一〇〇円
二	一二七、七〇〇円	一二七、七〇〇円
三	二七五、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円
四	二八九、三〇〇円	二八九、三〇〇円
五	二九六、五〇〇円	二九六、五〇〇円
六	三〇三、六〇〇円	三〇三、六〇〇円

別表第二(第三条関係)

官報 (号外)

三	一	二二二一、九〇〇円
二	二	二二二九、九〇〇円
三	三	三四七、九〇〇円
四	四	三五六、〇〇〇円
五	五	三六一、三〇〇円

○下条進一郎君登壇 拍手)
○下条進一郎君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国會議員の秘書の給与等に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、本年七月から、昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定するとともに、納付金率を歳費月額の百分の九・九に改め、納付金及び年金計算の基礎となる歳費月額を改定することとし、また、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を恩給法に準じたものに改定する等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多數をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律案は、從来の一官一給制を一官三給制に改めるとともに、秘書の在職期間に一定の民間期間等を加算すること等により、在職期間及び年齢に応じた給料制度を導入しようとするものであります。

なお、本法律案は本年八月一日から施行し、四月一日から適用することになります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議員
木庭健太郎君
寺崎 昭久君
白浜 一良君
今泉 隆雄君
片上 公人君
西川 潔君
永田 良雄君
中野 鉄造君
下村 泰君

議長 土屋 義彦君
副議長 小山 一平君

議員
木庭健太郎君
寺崎 昭久君
白浜 一良君
今泉 隆雄君
片上 公人君
西川 潔君
永田 良雄君
中野 鉄造君
下村 泰君

出席者	矢原 秀男君	沓掛 哲男君
	井上 計君	広中和歌子君
	鶴岡 洋君	永野 茂門君
	和田 敦美君	木暮 山人君
	谷川 寛三君	片山虎之助君
	中山 勇君	井上 章平君
	山田 前田 珠子君	鹿熊 安正君
	和田 中西 珠子君	石渡 清元君
	谷川 三木 忠雄君	沢田 一精君
	中山 高木健太郎君	石川 弘君
	和田 加藤 武徳君	合馬 敬君
	谷川 藤田 雄山君	上杉 光弘君
	中山 石井 一二君	岡野 裕君
	和田 藤田 雄山君	大城 真順君
	中山 石井 一二君	竹山 裕君
	和田 藤田 雄山君	藤井 孝男君
	中山 石井 一二君	仲川 幸男君
	和田 藤田 雄山君	下稻葉耕吉君
	中山 石井 一二君	守重君
	和田 藤田 雄山君	成瀬 守重君
	中山 石井 一二君	須藤良太郎君
	和田 藤田 雄山君	田村 秀昭君
	中山 石井 一二君	前島英三郎君
	和田 藤田 雄山君	野沢 五男君
	中山 石井 一二君	野沢 五男君
	和田 藤田 雄山君	秋山 筆君
	中山 石井 一二君	野沢 五男君
	和田 藤田 雄山君	竹山 裕君
	中山 石井 一二君	藤井 孝男君
	和田 藤田 雄山君	仲川 幸男君
	中山 石井 一二君	森山 真弓君
	和田 藤田 雄山君	村上 正邦君
	中山 石井 一二君	林田悠紀夫君
	和田 藤田 雄山君	大島 友治君
	中山 石井 一二君	岡田 広君
	和田 藤田 雄山君	初村滝一郎君
	中山 石井 一二君	坂野 重信君
	和田 藤田 雄山君	平井 卓志君
	中山 石井 一二君	櫻井 規順君
	和田 藤田 雄山君	西野 康雄君
	中山 石井 一二君	種田 誠君
	和田 藤田 雄山君	紀平 梢子君
	中山 石井 一二君	喜岡 淳君
	和田 藤田 雄山君	肥田美代子君
	中山 石井 一二君	日下部智代子君
	和田 藤田 雄山君	三上 隆雄君
	中山 石井 一二君	堂本 曙子君
	和田 藤田 雄山君	谷本 麥君
	中山 石井 一二君	清水 澄子君

出席者	及川 順郎君	狩野 明男君
	廣中和歌子君	木宮 和彦君
	永野 茂門君	清水嘉与子君
	木暮 山人君	鎌田 要人君
	片山虎之助君	尾辻 秀久君
	井上 章平君	倉田 寛之君
	鹿熊 安正君	大浜 方菜君
	石渡 清元君	宮澤 弘君
	沢田 一精君	向山 一人君
	合馬 敬君	久世 公堯君
	上杉 光弘君	中曾根弘文君
	岡野 裕君	福田 宏一君
	大城 真順君	森山 真弓君
	竹山 裕君	村上 正邦君
	藤井 孝男君	林田悠紀夫君
	仲川 幸男君	大島 友治君
	下稻葉耕吉君	岡田 広君
	守重君	初村滝一郎君
	須藤良太郎君	坂野 重信君
	田村 秀昭君	平井 卓志君
	前島英三郎君	櫻井 規順君
	野沢 五男君	西野 康雄君
	秋山 筆君	種田 誠君
	野沢 五男君	紀平 梢子君
	竹山 裕君	喜岡 淳君
	藤井 孝男君	肥田美代子君
	仲川 幸男君	日下部智代子君
	大城 真順君	三上 隆雄君
	竹山 裕君	堂本 曙子君
	藤井 孝男君	谷本 麦君
	仲川 幸男君	清水 澄子君

出席者	及川 順郎君	狩野 明男君
	廣中和歌子君	木宮 和彦君
	永野 茂門君	清水嘉与子君
	木暮 山人君	鎌田 要人君
	片山虎之助君	尾辻 秀久君
	井上 章平君	倉田 寛之君
	鹿熊 安正君	大浜 方菜君
	石渡 清元君	宮澤 弘君
	沢田 一精君	向山 一人君
	合馬 敬君	久世 公堯君
	上杉 光弘君	中曾根弘文君
	岡野 裕君	福田 宏一君
	大城 真順君	森山 真弓君
	竹山 裕君	村上 正邦君
	藤井 孝男君	林田悠紀夫君
	仲川 幸男君	大島 友治君
	下稻葉耕吉君	岡田 広君
	守重君	初村滝一郎君
	須藤良太郎君	坂野 重信君
	田村 秀昭君	平井 卓志君
	前島英三郎君	櫻井 規順君
	野沢 五男君	西野 康雄君
	秋山 筆君	種田 誠君
	野沢 五男君	紀平 梢子君
	竹山 裕君	喜岡 淳君
	藤井 孝男君	肥田美代子君
	仲川 幸男君	日下部智代子君
	大城 真順君	三上 隆雄君
	竹山 裕君	堂本 曙子君
	藤井 孝男君	谷本 麦君
	仲川 幸男君	清水 澄子君

野別 隆俊君	庄司 中君
菅野 壽君	細谷 昭雄君
千葉 景子君	一井 淳治君
田渕 紘二君	及川 四郎君
及川 一夫君	渡辺 四郎君
山本 正和君	山口 哲夫君
上野 雄文君	久保田 真苗君
菅野 久光君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	大森 昭君
青木 薫次君	赤桐 安恒君
野田 哲君	粕谷 照美君
本岡 知之君	古川 太三郎君
福間 昭次君	高崎 裕子君
村田 誠蔵君	角田 義一君
星川 保松君	森 強子君
吉田 幸子君	國弘 正雄君
前畑 達男君	諫山 博君
深田 春子君	森 謙子君
近藤 忠孝君	國弘 正雄君
篠崎 年子君	諫山 博君
竹村 泰子君	後藤 正夫君
高井 和伸君	鈴木 貞敏君
査脱タケ子君	栗村 和夫君
梶原 敬義君	北川 石松君
稻村 稔夫君	大島 理森君
高井 和伸君	伊藤 公介君
査脱タケ子君	狩野 明男君
梶原 敬義君	農林水産委員
市川 正一君	内閣官房副長官
矢田部 理君	國土政務次官
乾 晴美君	法務政務次官
久保 亘君	防衛省大臣
市川 吉典君	(環境庁長官)
英夫君	農林水産大臣

小笠原貞子君	山田耕三郎君	中村 錢一君	上田耕一郎君
国務大臣	大藏大臣	文部大臣	農林水産大臣
権利 耕輔君	橋本龍太郎君	山本 富雄君	武藤 嘉文君
赤桐 操君	村田 誠蔵君	猪木 寛至君	三治 重信君
松本 雄一君	日下部健代子君	松本 英一君	上田耕一郎君
大蔵委員	大蔵委員	大蔵委員	大蔵委員
宮田 輝君	宮田 輝君	宮田 輝君	宮田 輝君
藤田 雄山君	赤桐 操君	猪木 寛至君	松本 雄一君
補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

議員派遣中の議員	政府委員	農林水産委員	社会労働委員	文教委員
後藤 正夫君	内閣官房副長官	木宮 和彦君	木暮 山人君	木宮 和彦君
鈴木 貞敏君	國土政務次官	日下部禪代子君	木暮 山人君	木暮 山人君
栗村 和夫君	法務政務次官	北川 石松君	木暮 山人君	木暮 山人君
正治大臣	(環境庁長官)	大島 理森君	木暮 山人君	木暮 山人君
通商産業大臣	國務大臣	伊藤 公介君	木暮 山人君	木暮 山人君
運輸大臣	國務大臣	狩野 明男君	木暮 山人君	木暮 山人君
労働大臣	國務大臣	農林水産委員	木暮 山人君	木暮 山人君
自治大臣	國務大臣	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
運輸大臣	國務大臣	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
大蔵委員	大蔵委員	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
宮田 輝君	宮田 輝君	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
赤桐 操君	赤桐 操君	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
猪木 寛至君	猪木 寛至君	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
三治 重信君	三治 重信君	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
大蔵委員	大蔵委員	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
宮田 輝君	宮田 輝君	木宮 和彦君	木暮 山人君	木暮 山人君
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

議長の報告事項	議長の報告事項	議長の報告事項	議長の報告事項	議長の報告事項
一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員	外務委員	外務委員	外務委員	外務委員
合馬 敬君				
三治 重信君				
宮田 輝君				
猪木 寛至君				
大蔵委員	大蔵委員	大蔵委員	大蔵委員	大蔵委員
宮田 輝君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
合馬 敬君				
赤桐 操君				
白浜 一良君				
宮田 輝君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員
大鷹 淑子君				
白浜 一良君				
宮田 輝君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
商工委員	商工委員	商工委員	商工委員	商工委員
木宮 和彦君				
小西 博行君				
木暮 山人君				
木暮 山人君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
木宮 和彦君				
木暮 山人君				
木暮 山人君				
木暮 山人君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
赤桐 操君				
白浜 一良君				
宮田 輝君				
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
記	記	記	記	記
異動前の官職名	氏名	官職名	官職名	官職名
井嶋 一友	根來 泰周	井嶋 一友	根來 泰周	井嶋 一友
法務省刑務官長	法務省刑務官長	法務省刑務官長	法務省刑務官長	法務省刑務官長
同	同	同	同	同
次官	次官	次官	次官	次官
法務事務官	法務事務官	法務事務官	法務事務官	法務事務官
同	同	同	同	同
異動前の官職名	異動後の官職名	異動前の官職名	異動後の官職名	異動前の官職名
平二・六・三	平二・六・三	平二・六・三	平二・六・三	平二・六・三

官 報 (号外)

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。	法務大臣官房長 堀田 一友君 同日内閣総理大臣から議長宛 法務大臣官房長堀田力君外一名(同日議長承認)を第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	農林水産委員 農林水産委員 同日衆議院から次回の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 大島 友治君 栗村 和夫君 谷畑 要人君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略	社会労働委員 大蔵委員会に付託 辞任 大島 友治君 栗村 和夫君 谷畑 要人君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略
内閣委員 大島 友治君 栗村 和夫君 谷畑 要人君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略	農林水産委員 本村 和喜君 鎌田 要人君 成瀬 守重君 谷本 魏君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略	農林水産委員 本村 和喜君 鎌田 要人君 成瀬 守重君 谷本 魏君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略
内閣委員 大島 友治君 栗村 和夫君 谷畑 要人君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略	農林水産委員 本村 和喜君 鎌田 要人君 成瀬 守重君 谷本 魏君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略	農林水産委員 本村 和喜君 鎌田 要人君 成瀬 守重君 谷本 魏君 小西 博行君 肥田美代子君 橋本孝一郎君 大河原太一郎君 成瀬 守重君 鹿熊 安正君 赤桐 操君 松本 英一君 高崎 裕子君 竹村 泰子君 同日議員下条進一郎君外八名から委員会審査省略

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十一日任期満了の宮代力の後任)

佐藤 謙一

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七

条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

宮瀬 洋一

和田 善一

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

新井 清光

枝村 利一

(同) (同) 久保田誠三
(同日任期満了による再任) 小林 忠雄

(同日任期満了の大神三千雄の後任)

高橋 敏

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

横須賀 博
官職名 氏名 官職名 年月日
海上保安庁次長 野尻 豊 (退職) 平三・六・四

記

(六月二十六日任期満了による再任)

石原 一彦

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月七日任期満了の岡部鷹司の後任)

安倍 幸雄

池尻 文一

(同日任期満了の佐々木義治の後任)

棟原トクノ

(同日任期満了の矢野照重の後任)

齊藤 兵助

(同日任期満了の横山信立の後任)

坂井 益郎

(同日任期満了による再任)

斎島 泰佑

(同日任期満了による再任)

土屋 孟

(同日任期満了の向江昇の後任)

中谷 岸造

(同日任期満了の菅原雅の後任)

早野 仙平

(同日任期満了による再任)

小林 忠雄

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律